

TPP協定交渉についての意見交換 説明資料2

- TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果
 - (1) 米国以外8ヶ国(平成24年3月1日) P1~7
 - (2) 米国(平成24年2月7日) P8~12
 - (3) 米国実務者協議(平成24年2月23日) P13
- TPP交渉: 第10回・11回交渉会合の概要 P14~15
- 環太平洋パートナーシップ首脳声明 P16
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭 P17~23
- TPP協定により我が国が確保したい主なルール P24~27
- TPP協定により慎重な検討を要する可能性がある
主な点 P28~32
- 米国政府意見募集の結果概要 P33~34
- 我が国の食の農林漁業の再生のための基本方針・
行動計画 P35~56
- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・
行動計画」各府省等における主な取組方針 P57~P73

平成24年4月
内閣官房

TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国以外8カ国)

平成24年3月1日

内閣官房, 外務省, 財務省, 農水省, 経産省

関係省庁担当者を派遣して、ベトナム(1月17日)、ブルネイ(同19日)、ペルー(同24日)、チリ(同25日)、シンガポール(2月9日)、マレーシア(同10日)、オーストラリア(同21日)及びニュージーランド(同23日)とそれぞれTPP交渉参加に向けた協議を行ったところ、その結果は以下のとおり。なお、本資料は、各国の発言振りを記載したものであり、国によって一部発言内容に違いがある。

(注)なお、TPPの各分野の交渉の現状についての情報は別途公表する予定。

1. 日本の交渉参加に関する各国の立場

(1) 基本的な立場

○以下の発言があった。

- 日本の交渉参加を支持することを決定した。
- 日本の交渉参加を強く支持する。
- 新規交渉参加を認めるための手続として、関係大臣を含む委員会の決定等が必要だが、特段の問題はない。
- 日本のTPP交渉参加への関心を歓迎し支持する。

・日本のTPP交渉参加への関心を歓迎する。日本が包括的で高い水準の協定、特に包括的関税撤廃という目標に応えられるのかが関心事項であり、確信を得たい。日本の交渉参加に関しては引き続き検討したい。

・日本の交渉参加への関心を歓迎する。日本がTPPについての結論に至ることを期待している。日本は交渉参加の基準に適合することをまだ示し得ていない。

(2) 日本の交渉参加の条件

○日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国も、そうしたものはないと述べた。

2. 新規交渉参加について

(1) 参加に向けたプロセス

○交渉参加に向けたプロセスとしては、複数の国が、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要があると述べた。

(2) 新規交渉参加国に求める共通の条件

○「包括的で質の高い協定への約束(コミットメント)」について、以下の通り、参加の条件かどうか等について各国で内容が異なる発言があった。

- 包括的で質の高い自由化へのコミットメントを交渉参加の条件として9カ国で同意しているわけではない。
- 事前に除外を求めることなく、全てを交渉のテーブルにのせ、包括的自由化にコミットすることが参加の条件である。
- 包括的で高いレベルの自由化へのコミットメントは交渉参加の前提条件ではないが、交渉参加国間で共有されている野心を共有することが求められる。
- 包括的かつ高いレベルの自由化へのコミットメントについては具体的な判断基準はない。
- 包括的かつ高いレベルの自由化の水準にコミットすることは、参加のための基準である。
- TPP交渉の広い範囲や、TPP交渉の高い水準を受容するとの基準を満たせるかに関心がある。

○「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」について、以下の発言があった。

- 交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- そうした事態（議論を蒸し返すこと）は避けたいが、重大な判断を要する事項はこれまで合意されていない。
- 交渉参加国がこれまで積み上げてきた交渉の成果から新規参加国もスタートする必要があるという意味である。

○「交渉の進展を遅らせないこと」については、以下のとおり、各国で内容が異なる発言があった。

- ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
- ・交渉の進展に貢献し、遅らせないことは参加のための基準である。

○上記に関し、以下の発言があった。

- ・日本を含む交渉参加候補国は「TPPが目指している高い野心へのコミットメント」及び「交渉の勢いに貢献し、交渉を遅らせないこと」との基準に適合することを明確な証拠をもって示す必要がある。

3. 関税撤廃の扱い

○交渉対象については、全てを自由化交渉の対象としてテーブルにのせなければいけないことは、各国とも認識を共有していた。

○「関税撤廃の原則」について、以下の発言があった。

- ・長期の関税撤廃などを通じて、いつかは関税をゼロにするというのが基本的な考え方である。
- ・全品目の関税撤廃が原則、他方、全品目をテーブルにのせることは全品目の関税撤廃と同義ではない。
- ・90から95%を即時撤廃し、残る関税についても7年以内に段階的に撤廃すべしとの考えを支持している国が多数ある。即時撤廃率をより低くすべきとの提案もある。

- ・包括的自由化がTPPの原則であり、全品目の関税撤廃を目指して交渉を行っている。
- ・「包括的自由化」の解釈は国によって異なる。

○「センシティブ品目の扱いや除外」について、以下のとおり、各国で内容が異なる発言があった。

- ・センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である。
- ・全交渉参加国がセンシティブ品目を有しているが、最終的には交渉分野全体のパッケージのバランスの中で決まる。
- ・除外を認めるべきではないとの合意の下、交渉を進めているが、交渉の最終結果として除外があるか否かは予断できない。
- ・関税撤廃について特定品目を除外してもいいという合意はない。
- ・国内産業保護を目的とした除外を得ることは困難。
- ・現時点で除外を求めている国はない。
- ・例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティブティへの対応として7年から10年の段階的撤廃により対応することが、基本的な原則としてすべての交渉参加国で合意されているが、本当にセンシティブな品目の扱いについては今後の交渉を見極める必要がある。
- ・センシティブ品目への配慮は段階的関税撤廃で対応すべき。
- ・関税割当は、過去に議論されたことはあったが、もはや議論されておらず、現在の議論の対象は関税撤廃をどれだけの時間をかけて行うかで

ある。

- ・除外については議論していない。
- ・除外はTPPの目標と一致しない。

4. 妥結の見通し、今後のスケジュール

(1) 妥結の見通し

○以下の発言があった。

- ・現実に可能かどうかは誰にも分からないが、交渉の進んでいるいくつかの分野については、6月か7月に実質合意すべく交渉を加速化している。
- ・全体として30%程度しかできあがっていない状況であり、7月の合意は極めて難しい、(実質合意に近いとされる)分野であっても、約20条のうち1条しか合意していない。
- ・本年中に(市場アクセスを除く)ルールの大部分は合意可能であるが、センシティブな部分はもう少し時間がかかる。
- ・非常に難しい交渉であり、実際の妥結時期は誰にも分からない。
- ・本年6月初旬のAPEC貿易大臣会合までに条文案について実質合意することを目標にしている。
- ・2012年中に交渉を終えるべく協議を進めており、7月頃が重要なポイントとなる。
- ・ホノルルでのAPECの機会に貿易大臣が合意したとおり、年内の実質合意を目指している。

(2) 今後のスケジュール

○3月1日～9日の豪州メルボルンでの会合を含め、本年5回の交渉会合が予定されている、また、必要に応じて、分野を限定した中間会合を開催する予定であるとしていた。

5. オブザーバー参加、交渉条文案の提供

○交渉参加に向けた協議を行っている国のオブザーバー参加は認めないこと、交渉条文案は交渉参加国以外には共有しないことについては、各国とも認識を共有していた。

(以上)

TPP 交渉参加に向けた関係国との協議の結果

(米国)

平成 24 年 2 月 7 日

内閣官房, 総務省, 外務省, 財務省

厚労省, 農水省, 経産省, 国交省

関係省庁担当者を派遣して, 2 月 7 日, 米国と TPP 交渉参加に向けた協議を行ったところ, その結果は以下のとおり(日本側より, 八木外務省経済局長, 佐々木経済産業省通商政策局長, 山下農林水産省大臣官房総括審議官(国際), 矢崎内閣官房郵政改革推進室参事官, 宇野財務省関税局参事官ほか)が出席。米側より, カトラー米国通商代表補, ワイゼル同代表補(TPP 首席交渉官), ラズダ国家安全保障委員会(NSC)貿易・投資部長, クイン同アジア経済部長ほか)が出席。)

1. 我が国国内における検討状況

○日本側より, ホノルルでの APEC 首脳会議以降の我が国における取組に関し, TPP 協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する体制を構築したこと及び右体制の下, 国内広報・情報提供, 国内連絡・調整, 国別協議を行っていくこと等について説明した。

○また, 2010 年 11 月の「包括的経済連携に関する基本方針」が我が国の経済連携に関する基本的な考え方であると前置きした上で, 包括的経済連携への対応について, 同方針に基づき, センシティブ品目について配慮を行いつつ, すべての品目を自由化交渉の対象とし, 交渉を通じて, 高いレベルの経済連携を目指す旨を説明した。

○これに対し、米側より、TPP 交渉に参加すれば、すべての品目を自由化交渉の対象とする用意があるかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

仮に TPP 交渉に参加する場合には、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉の対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。ただし、すべての品目を自由化交渉の対象とした場合に、どのような自由化が求められるのか、しっかりと理解する必要があるため、情報提供願いたい。

○また、米側より、サービス貿易や労働・環境といった TPP の対象となる 21 分野に対応する用意があるのかとの質問があり、日本側より以下のとおり説明した。

TPP 交渉で対象となっている関税以外のすべての分野においても、高いレベルの経済連携を目指し、そのため、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、規制、非関税措置を含む抜本的国内改革を推進する方針であるが、TPP での対応については、どこまでの自由化が、どのような措置で求められるか、貴国を含む参加各国からしっかり情報収集する必要がある。

2. 米国国内における検討状況

○我が国の交渉参加に関する米国国内における検討状況に関し、米側より以下の説明があった。

・先般実施した米国政府による意見募集(パブリック・コメント)や、これまで関係者から提出された意見に関し、米国政府としてそれらの正当

性を評価・分析しているところである。日本の TPP 交渉参加について全体として肯定的な意見が大勢であった。しかし、現在行われている交渉を遅らせないことや TPP の高い水準を満たすことを条件にしている意見も多くある。

・また、日本が重要な市場であること、日本の参加によって TPP は更に重要かつ有意義なものとなること等の指摘があった。更に、日本の参加は知財分野等において、TPP の野心の水準を高めることに役立つとの指摘もあった。

○米側より、パブリック・コメント等では出されている意見の中から、いくつかの分野における意見をハイライトしたいとして、例示的に農業、自動車、保険・急送便、分野横断的事項の 4 分野について紹介があった。

○米側より、パブリック・コメント等にて示された様々な事項に関し、米国政府による精査を行い、米国政府としての懸念を特定した上で、今後日米で協力して効果的な対応を協議していきたい旨の発言があった。これに対し、日本側より、提起された事項にはこれまでも二国間で議論してきたものも多く含まれているが、今後とも議論していきたい旨発言した。

3. 我が国の関係国との協議の状況

○日本側から、TPP 交渉参加に向けた他の関係国との協議の状況に関し、以下の説明を行った。

・1 月にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリにおいて、我が国から派遣された関係省庁関係者が、それぞれの政府の TPP 交渉担当者との間で「交渉参加に向けた協議」を行った。また、TPP 交渉に関する情報収集

を行った。

・これら 4 か国との協議は、非常に前向きなものであり、全体として我が国の TPP 交渉参加への支持の表明があった。

・また、日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国もそうしたものはないと述べた。

○また、「包括的で質の高い協定への約束」、「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」、「交渉の進展を遅らせないこと」が参加の条件かどうかについて、各国で内容が異なる見方が示されたこと、また、関税撤廃の扱いについて、各国ともすべてを自由化交渉の対象としてテーブルに載せなければいけないとの認識を共有していたことを説明した。

4. TPP 交渉の現状

○日本側から、国内において頻繁に提起される事項に関する質問をリストとして提出するので米側から正確、詳細な情報を得たい旨要請したところ、米側より、以下の発言があった。

・できる限り回答したい。

・公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行する必要があるとの情報や、また、いわゆる単純労働者の移動を受け入れる必要があるとの情報も流れているが、米国が他の TPP 交渉参加国にそのようなことを要求していることはない。

○日本側より、TPP 交渉の見通し・スケジュールにつき照会したのに対し、米側より、ホノルルで示された首脳の指示に基づき、年内の交渉妥結を目指して取り組んでおり、これを実現するための詳細なスケジュール

も作成してある、交渉会合の合間にも原産地規則、市場アクセス、労働・環境等の分野について数多くの個別会合を行い、交渉の進展に努めている、6月のAPEC貿易担当大臣会合ではそれまでの進展を確認し、交渉の進展に努力したいと考えている旨応答があった。

○日本側より、センシティブ品目の取扱いについて関税撤廃からの除外があり得るのか質問したのに対し、米側より、TPPは包括的な協定を目指している旨回答があった。

5. 今後の取り進め方

○米側より、米国内の今後のプロセスに関し、パブリック・コメントや、利害関係者、議会との接触を通じて得られたコメントの評価・分析にはまだしばらく時間が必要であるとの説明があった。

○双方は、引き続き協議を行うことで一致し、今月21日及び22日に、ワシントンD.C.において実務者レベルでの協議を行うことを確認した。

TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果
(米国との実務者級協議)

平成24年2月23日
内閣官房、総務省、外務省
財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省

2月21日及び22日、米国ワシントンD.C.において、TPP交渉参加に向けた米国との協議（実務者級）を行ったところ、その結果は以下のとおりです。

1. 今次協議には、日本側から、内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省ほかの関係省庁の担当者が、米国側から、米国通商代表部ほかの担当者が出席しました。
2. 2日間の協議では、日米両国の担当者間で、TPPの章・分野毎に技術的な情報交換及び協議が行われました。米国側からは、TPPの各分野の交渉の現状等について説明がありました。これらの説明を受けて、日本側からは、日本国内の関連する現行国内法令や制度の内容、これまでに締結したEPA／FTAでの関連する内容等につき説明を行いました。
3. 双方は、今後更に協議を行っていくこととし、具体的な協議日程については外交ルートで調整することで一致しました。

(参考) 我が国より、片上経済外交担当大使ほか出席、米側より、ビーマン米国通商代表補代理ほか出席。

(了)

TPP協定：第10回交渉会合の概要

平成23年12月14日
外務省、農林水産省、経済産業省

(以下の情報は、マレーシア政府のメディアリリース及びUSTRのプレスリリース等を基に取りまとめたもの。)

■ 1. 会合及び交渉の全体像

- 日程：12月5日-9日（於：マレーシア）
- 本会合は、ホノルルAPEC時のTPP「首脳宣言」を受けて開催。主な目的は、来年にTPP交渉を終了させるため一層尽力せよとのTPP首脳からの指示を受け、今後の交渉の進め方について議論すること。
- 本会合では、投資、サービス、原産地規則、知的財産の分野に関する作業部会が開催された。また、物品、農産品、繊維に関する市場アクセスに関する二国間協議も行われた。200人近い参加者が会合に出席。

■ 2. 今次交渉会合の成果

- 今後の交渉作業計画（ロードマップ）を2012年1月中旬までに各作業部会が描くことに合意。2012年には5回の全分野を対象とした交渉会合を予定。
- 今回会合が開催された全ての分野別交渉において、条文テキスト及び市場アクセス交渉について、いずれも進捗があった。

- 次回第11回交渉会合は、2012年3月初旬に豪州で開催される予定。次回会合の前に、環境（1月下旬）、原産地規則及び知的財産の分野の作業部会の中間会合が行われる予定。（米国は今後2ヶ月間、いくつかのTPP交渉当事国と二国間で協議し、条文案や関税パッケージについて更なる進展を図る意向。）

■ 3. 交渉参加に向けて協議を開始する国の扱い

- 9カ国は、オブザーバー参加や交渉参加前の条文案の共有は認めないとの従来方針を再確認した。
- 交渉会合中はこうした国との協議は行わないこと、二国間協議は各国首都で行うのが好ましいとの点で意見が一致した。

TPP協定：第11回交渉会合の概要

平成24年3月14日
内閣官房
外務省、財務省、農水省、経産省

(※以下の情報は、交渉会合参加国によるプレスリリース等をもとに取りまとめたもの。)

■ 1. 会合及び交渉の全体像

- 一日程：3月1日-9日（於：メルボルン（オーストラリア））
- 交渉参加9カ国から500人を超える交渉担当者が参加。
- 250以上の関係団体等がメルボルンでの関連行事に参加。豪州政府の主催で4日に開催されたフォーラムでは、学界、経済界、公益団体が40以上のプレゼンテーションを実施。
- 次回交渉会合は5月に予定。（場所は未定。）

■ 2. 今次交渉会合の成果

- 第11回交渉会合において更に力強い前進があった、これによりTPP交渉参加国は包括的で21世紀型の協定の妥結に向けて引き続き順調に進んでいる。
- 9日間の交渉会合において、20以上の作業部会が、TPP交渉参加国との通商関係の全ての側面を網羅するTPP協定の条文案について議論を行った。貿易協定に伝統的に含まれる事項から、規制制度間の整合性、中小企業の国際貿易への更なる参加、TPP参加国内の地域的サプライチェーンの深化、開発の促進といった分野横断的の事項まで、ほぼ全ての章において顕著な進展が見られた。
- デジタルテクノロジー等革新的な製品・サービスの貿易及び投資上の扱い、国有企業と民間企業との公平な競争の確保など、新たな通商課題についても実りある意見交換が行われた。
- 市場アクセス・パッケージの協議では様々な国からサービスと政府調達に関する改善案が提示され、また鉱工業品、農産品、繊維製品にかかる野心的な関税パッケージについても引き続き議論が行われた。

■ 3. 新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加国の関心についても議論した。日本、メキシコ、カナダ3カ国の関心を歓迎。昨年11月の表明以来、TPP交渉参加国はこれらの3カ国と交渉参加に関する準備状況について話し合うため2国間の協議を開始した。
- 関心を表明した各国についてはそれぞれのメリットについて考慮されており、最終決定は全てのTPP交渉参加国の合意でなされる。

環太平洋パートナーシップ首脳声明

(外務省仮訳)

2011年11月12日

我々、オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国、及び、ベトナムの首脳は、本日、我々9か国の間で環太平洋パートナーシップ（TPP）の大まかな輪郭を発表することを嬉しく思う。貿易及び投資を自由化し、新旧の貿易に関する問題や21世紀の課題に対応する包括的で次世代型の地域協定をつくるという共通のビジョンについて、画期的な成果を上げたことを喜ばしく思う。我々は、この協定が、我々間の密接な関係を促進し、我々の競争力を強化し、我々の消費者に利益を与え、さらに、我々の国において、雇用の創出や維持、より高い生活水準、そして貧困の削減を後押しすることで、将来の他の自由貿易協定の野心のモデルになるであろうことを確信している。

我々は、この成果やこれまで成功裏になされた作業に基づき、ここホノルルにおいてこの画期的な協定をできるだけ早く妥結できるよう、必要なリソースを投入することを約束した。同時に、我々は各国により様々な異なるセンシティブな問題の交渉が残されていることを認識し、各国の多様な発展のレベルを考慮しつつ、包括的かつバランスのとれたパッケージの文脈の中で、これらの問題に対処する適切な方法を見出す必要があることに合意した。そのため、我々は交渉チームに対し、12月初めに会合を開き、作業を継続するとともに、2012年における追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示した。

我々は、太平洋地域での自由貿易につながる道をつけるという最終目標に向け、今発表することが出来る進展について喜びを感じている。我々は、この地理的にも経済発展のレベルにおいても多様な9か国によるパートナーシップを、この地域の他の国に広げることへの強い関心を共有している。協定の妥結に向け進む中で、我々は、交渉チームに対し、TPP参加に関心を表明した他の環太平洋のパートナーの将来的な参加を促進するため、これらのパートナーとの対話を継続するよう指示した。

(了)

環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭

貿易・投資を拡大し、雇用、経済成長及び発展を支援する：TPPの輪郭

（外務省仮訳）

2011年11月12日

2011年11月12日、TPP参加9か国—オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国—の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。

協定の大まかな骨格は以下のとおり。

重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

○地域全域にまたがる協定：TPP参加国の雇用創出、生活水準の向上、福祉の改善、持続可能な成長を促進するという目標を支援するために、TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進する。

○分野横断的な貿易課題：TPPに4つの新しい分野横断的な課題を取り込むことでAPEC及び他のフォーラムで行われる作業を発展させる。この4つの課題は、以下の通りである。

—規制制度間の整合性：参加国間の貿易をより継ぎ目のない効率的なものとするすることで、これら国々間の貿易を促進する。

—競争力及びビジネス円滑化：地域的な生産とサプライチェーンの発展等を通じて、各TPP参加国経済の国内及び地域の競争力を強化し、地域の経済統合と雇用を促進する。

－中小企業：中小企業による国際的な取引を促進しつつ、中小企業が貿易協定を理解し、利用するに当たっての困難に取り組む。

－開発：包括的で強固な市場自由化、貿易と投資を拡大するような規律強化、及びその他の約束（全てのTPP参加国が協定を効果的に履行し利益を完全に享受するためのメカニズムを含む）により、経済開発とガバナンスにとって重要な制度が強化され、これによって各TPP参加国の経済発展上の優先課題が前進する。

○新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。

○「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。

範囲

- ・協定は、全ての重要な貿易及び貿易関連分野をカバーする「シングル・アンダーテイキング」として交渉が行われている。これまでの自由貿易協定がカバーする課題への従来のアプローチを新しくすることに加え、TPPは新たな貿易課題及び分野横断的な課題を含む。
- ・協定の条文及び特定の市場アクセスの約束（TPP参加国が相互の物品、サービス、政府調達にそれぞれの市場を開放するための約束）を策定するために、9回の包括的な交渉会合において、20以上の交渉グループが会合を行った。
- ・また9か国全ては、協定の利益と義務が完全に共有されるように、高い基準を採用することに合意した。また、9か国は、貿易に関する能力の構築、技術支援、及び自由化約束の適切な段階的实施等を通じ、途上国メンバーが直面するセンシティブティ及び特有の課題に適切に対応する必要性に合意した。
- ・新しくかつ分野横断的な一連の約束により、コストが削減され、TPPメンバー間のより継ぎ目のない貿易の流れと貿易ネットワークの構築が可能となり、国際貿易への中小企業の参加が促され、経済成長と高い生活水準が促進される。
- ・交渉チームは、伝統的なFTAの章において分野横断的な課題について新しい約束を提案したのに加え、上記課題に対応するため、独立した別個の約束の合意に向けてかなりの進展を達成した。

条文案

交渉グループは事実上全てのグループにおいて統合条文案を作成した。いくつかの分野においては、条文案はほとんど完成しており、他の分野においては、特定の問題についての条文案を仕上げるために更なる作業を必要としている。条文案には、相違点が残っている部分を示すために括弧が付されている。

条文案はTPP参加国間の取引関係のあらゆる面をカバーしている。以下に示すのが現在交渉中の課題と進捗状況の要点である。

○競争：

競争分野の条文案は競争的なビジネス環境を促進し、消費者を保護し、TPP参加国の企業に公平な競争の場を確保する。交渉担当者は条文案について大きな前進をとげた。その条文案には、競争法及び競争当局の設置と維持、競争法の執行における手続的公平性、透明性、消費者保護、私的訴権及び技術協力に関する約束が含まれている。

○協力及び貿易に関する能力の構築：

TPP参加国は、交渉期間中及び合意後に、協定を実施し活用するTPP参加国の能力を向上させるため、貿易に関する能力の構築及び他の形態による協力が極めて重要であることで一致している。TPP参加国は、TPP参加国間で追求することに合意した高い水準を途上国が満たすに当たっての特定のニーズに対応することを支援する上で、能力構築のための活動が効果的な方策であることを認識する。この精神に基づき、特定の要請に応える形で、いくつかの協力及び能力構築の活動がすでに実施され、途上国がTPPの目標を達成することを支援する更なる活動が計画されている。TPP参加国は、TPPの実施後、協力及び能力構築支援を効果的に促進するため、需要主導で柔軟な制度上のメカニズムを構築する特定の条文案についても議論している。

○越境サービス：

TPP参加国は、越境サービスの条文案について核となる要素のほとんどについて合意した。この合意は、公共の利益のために政府が規制する権利を維持しつつ、電子的に提供されるサービスや中小企業によるサービスを含む、サービス貿易について公正で開放的な透明性のある市場を確保するための基礎となる。

○税関：

TPPの交渉担当者は、税関に関する条文案の重要な要素、及び予見可能でかつ透明性があり、貿易を迅速化し促進する税関手続を設けることが非常に重要であることについて合意に達した。この合意は、TPP参加国の企業を地域の生産及びサプライチェーンに繋げる上で役立つものである。条文案は、税関当局の関税法令及び規則を厳格に執行する能力を維持

する一方で、物品が税関の管理下からできるだけ早く引き取られるようにするものである。更に、TPP参加国は、協定及び他の税関に関する事項が効果的に実施及び運用されるように税関当局間の緊密な協力の重要性に合意した。

○電子商取引：

電子商取引の条文案は、この取引手段を活用している消費者及びビジネスの双方にとっての障害に取り組むことによって、デジタル経済の可能性を拡大する。デジタル環境の下での関税への取組みに関する条項、電子的な取引における認証及び消費者保護を含め交渉に進展があった。情報の流通及びデジタル製品の扱いについての追加的提案が議論されている。

○環境：

環境に関する意味のある成果により、この協定は、貿易と環境に関する重要な課題に適切に取り組む、貿易と環境の相互補助を向上させるものとなる。TPP参加国は、環境に関する条文案が、環境保護の強化に資する貿易関連課題について効果的な規定を含むものであるべきという考え方を共有し、また、協定の実施を監督する効果的な制度的枠組と能力構築のための協力枠組について議論している。さらに、参加国は、海洋漁業、その他の環境保全についての課題、生物多様性、特定外来生物、気候変動、環境物品・サービス等の新たな課題に関する提案についても議論している。

○金融サービス：

金融機関への投資及び国境を越える金融サービスの貿易に関連する条文案により、透明性、無差別性、新しい金融サービスの公正な扱い、投資保護及びこれらの保護のための効果的な紛争解決救済措置が改善される。これらの約束により、市場開放の機会がつくられ、金融商品を扱うビジネス界と消費者が恩恵を得ると同時に、金融当局が、金融危機の際を含め、金融市場の統合性と安定を確保するために行動をとる権利が保護される。

○政府調達：

政府調達章の条文案により、この章の適用対象の調達は、公正、透明かつ無差別な方法で行われるようになる。TPPの交渉担当者は、この章の適用対象である調達の基本的な原則及び手続について合意し、さらに特定の義務を策定している。TPP参加国は、経過的な措置の使用を通じて、途上国の調達市場の開放を促進する必要性を認識しつつ、全ての参加国による同等の調達の対象範囲を目指している。

○知的財産：

TPP参加国は、参加国間における知的財産権に対する効果的でバランスの取れたアプローチを確保するために、既存の「知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定」(TRIPS協定)上の権利・義務を強化及び発展させることで合意した。商標、地理的表示、著作権と関連する権利、特許、営業秘密、一定の規制製品の承認に必要なデータ、知的財産の

執行、遺伝資源と伝統的知識を含む、多くの形態の知的財産に関する提案が議論されている。TPP参加国は、「TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」についての共有された約束を条文案に反映することに合意した。

○投資：

投資に関する条文案により、各TPP参加国の投資家及び投資財産に対しては、その他のTPP参加国における実質的な法的保護が与えられる。それには、無差別、待遇に関する最低基準、収用に関する規則、及び貿易と投資を歪曲する特定措置の履行要求の禁止を確保するための規定に関する現在継続中の交渉が含まれる。投資に関する条文案は、適切なセーフガードの下で、迅速、公正、かつ透明性のある投資家対国家の紛争解決に関する条項を含むものであり、その適用範囲については議論が続いている。投資に関する条文案は、公共の利益のために規制を行うTPP参加国の権利を保護する。

○労働：

TPP参加国は労働章に盛り込むべき要素について議論している。これら要素としては、労働者の権利保護、及び労働に関する相互の関心事項についての協力、協調、対話を確保するためのメカニズムについての約束が含まれる。TPP参加国は、労働者が21世紀に直面している課題に対応する上で、協調することが重要であることで意見が一致している。この協調は、労働者の福利厚生や雇用可能性を高め、人的資源開発やハイ・パフォーマンスな職場を促進する職場の慣行に関する二国間及び地域的な協力を通じて行われる。

○法律的事項：

TPP参加国は、紛争解決のための明確で効果的なルールを含め、協定運用に関する規定の交渉で大きく前進し、これら手続に関するいくつかの個別問題について議論している。また、TPP参加国は協定上の義務に対する例外や、法律、規則その他ルールの策定過程の透明性に関する規律についても交渉を進めた。さらに、特定分野における良い統治（good governance）や手続の公正に関する提案についても議論している。

○物品市場アクセス：

TPP参加国は、TPP参加国が相互に与える市場アクセスが野心的で、バランスがとれており、透明なものとなるように、すべてのTPP参加国に適用される物品貿易に関する原則と義務を設けることに合意した。物品貿易に関する条文案では、協定参加国がWTO協定上負っている義務を上回る重要な約束を含む参加国間の関税撤廃、及び貿易障壁となりうる非関税措置の撤廃も扱われている。TPP参加国は、輸出入ライセンスや再生品に関する提案も検討している。農産品の輸出競争や食料安全保障に関する規定も議論されている。

○原産地規則：

TPP参加国は、産品がTPP地域で原産されたものであるか否かを決定するための共通

の原産地規則の策定を追求することに合意した。また、交渉参加国はTPPの原産地規則を客観性、透明性、予見可能性を備えたものとするに合意したほか、産品の原産性を申告する上で（TPPの）自由貿易地域内で産出された材料を使用又は「累積」または使用出来るようにするアプローチについても議論している。さらに、TPP参加国は、シンプルで効果的かつ効果的な特惠申告の確認制度に関する提案について議論している。

○SPS（衛生植物検疫）：

動植物の健康及び食品安全を強化し、TPP参加国間の貿易を促進するため、9か国はWTO・SPS協定の現行の権利及び義務を強化し、発展させることに合意した。SPSの条文案には科学、透明性、地域主義、協力及び同等性に関する一連の新たな約束が含まれるであろう。加えて、交渉担当者は、輸入検査や確認を含む一連の新たな二国間及び多国間の協力に関する提案を検討することに合意した。

○TBT（貿易の技術的障害）：

TBTの条文案は、WTO・TBT協定の現行の権利及び義務を強化し、発展させるもので、これによりTPP参加国間の貿易が促進され、また、規制当局が健康、安全及び環境を保護し、その他の正当な政策目的を達成することを助けるであろう。TBTの条文案には遵守期間、適合性評価手続き、国際規格、制度的メカニズム及び透明性に関する約束が含まれることとなる。TPP参加国は、また、適合性評価手続きに関する規律、規制に関する協力、貿易円滑化、透明性及びその他の問題や、特定分野を対象とする提案についても議論している。

○電気通信：

電気通信の条文案により、TPP参加国の市場において、電気通信サービス提供者は競争的なアクセスを得るようになり、これによって消費者に利益がもたらされ、TPP参加国の市場のビジネス競争力が強化される。TPP参加国は、相互接続や物理的な設備へのアクセスを通じて電気通信サービス提供者に対し合理的なネットワーク・アクセスを与えることが必要という幅広い合意に加え、規制プロセスの透明性の強化や、不服申立ての権利を確保する広い範囲の規定についてほぼ合意しつつある。さらに、技術の選択や高価な国際携帯ローミング料金への対応に関する提案も出されている。

○一時的入国：

TPP参加国は一時的入国に関する章の中の一般規定について実質的に合意した。これら一般規定は、一時的入国に関する申請の処理の透明性と効率性を向上させ、また、これまでのTPP参加国当局間の技術協力を更に促進するものである。商用関係者の個別カテゴリーに関する特定の義務については、議論が行われている。

○繊維・衣料品：

繊維・衣料品に関する市場アクセスに加え、TPP参加国は税関間協力、法執行手続、原産地規則及び特別セーフガードなど、様々な関連規律について議論を行っている。

○貿易救済：

TPP参加国は、WTO協定上の権利と義務を確認することに合意し、透明性や適正手続き（due process）の分野で既存の権利・義務を発展させた義務等についての新提案の検討も行っている。また、暫定的な地域セーフガード・メカニズムに関する提案も出されている。

関税スケジュール（譲許表）及びその他の市場開放パッケージ

- ・TPPの関税譲許表は約11,000のタリフラインのすべての物品をカバーする。9か国はTPP共通の原産地規則を作成中であり、これをいかに最も効果的かつシンプルに作成すべきか現在様々な提案を比較検討しているところである。
- ・サービス及び投資に関するパッケージは、すべてのサービス分野をカバーすることになる。9か国が追求する高水準の成果を確保するため、TPP参加国は「ネガティブ・リスト」方式を基礎とする交渉を行っている。これはサービス貿易を包括的にカバーすることを前提としつつも、特定サービス分野の約束に関する特定の例外について交渉することを可能とするものである。
- ・政府調達分野では、相互のセンシティブティを認識しつつ、TPP参加国相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするように、対象範囲の拡大を追求しながら、各国間でパッケージの交渉が行われている。

次のステップ

TPP参加9か国の首脳は、12月の初めに交渉担当者が会合を開き、その際に追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示した。

(了)

TPP協定により我が国が確保したい主なルール

2011年11月
外務省

交渉分野	我が国が確保したい主なルールの内容
物品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国が未だEPAを締結していない米国、豪州、NZとの関係において、我が国輸出品の関税の撤廃等の可能性がある。また、我が国が既にEPAを締結している国との間でも、残っている関税の撤廃等の可能性がある。 ● 物品貿易ルールとして、輸出規制に係る手続の透明性・明確性の確保等の強化ができれば、資源等の安定的な確保に資する。
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉参加国間で統一された原産地規則が新たに策定され、また、制度が簡素化されれば、利用企業、税関当局、貿易実務者の事務合理化が進展する。特に、我が国が採用してきている規則等を反映できれば、更に企業等の利便性が向上する。 ● 複数国が参加する協定に日本が参加することにより、累積（締約国内の原産材料を日本の原産材料として換算できるもの）等のルールを広域で活用することが可能となれば、域内サプライチェーンを活用したビジネスを行いやすくなる。
貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国税関が既に導入しているシングル・ウィンドウ等の先進的な制度がTPP協定に規定される場合には、税関手続の簡素化、貿易円滑化がさらに進展する。貿易手続にかかる人員や資金の少ない中小企業にとっては、特に貿易促進に資する。
SPS（衛生植物検疫）	特になし。
TBT（貿易の技術的障害）	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報交換のためのメカニズムが設置される場合には、同メカニズムを通じて、具体的問題の解決の加速化が期待できる。
貿易救済（セーフガード措置等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易救済措置の一つであるアンチ・ダンピング措置の運用【注】を抑制するため、事前通報の手続等を規定できる場合には、我が国企業の円滑な経済活動に資する。 <p style="margin-left: 2em;">【注】アンチ・ダンピング課税 ダンピングによって国内産業が被る損害を除去する目的で相手国の物品に関税を賦課する制度。輸出価格と輸出国の国内価格等の正常価格とを比較して、輸出価格が正常価格よりも低い場合に、これを</p>

	<p>不当な廉売としてその差額について関税を課すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国に有利な特定製品別のセーフガードを採用できる可能性がある。
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国とのEPAで政府調達について約束していないマレーシアや、十分な内容を約束していないベトナム、ブルネイとの関係では、より高い水準の内容を追求できる。また、WTO政府調達協定(GPA)に加入しておらず、我が国と二国間EPAを締結していない豪州及びNZとの関係でも新たな約束を求めることができる。 ● 対象機関については、我が国は中央政府以外にも比較的多くの機関を対象としていることから、対象機関が少ない国に対してその拡大を追求できる。
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> ● ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定（仮称））と同じ水準の規定がTPP協定に盛り込まれることになれば、我が国とのEPAで知的財産章のないブルネイや、模倣品・海賊版対策に関してACTAの関連規定と比較すると水準が低いものになっているマレーシア及びベトナムにおける模倣品・海賊版対策が強化・改善されることとなり、我が国企業の有する知的財産権の保護が促進される。 ● 事業者同士のライセンス契約に政府が介入すること（ロイヤリティ料率規制等）の禁止や技術開示に関するルールの整備等につき、TPP協定に何らかの規定が盛り込まれることになれば、我が国企業が海外において技術を守り、技術で稼ぐ環境を整える上で有益である。
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争当局間協力の詳細及び手続について規定することができれば、現在我が国がこうした規定を有していないブルネイ、チリ、ベトナム、ニュージーランドの間でも競争当局間協力を促進できることになる。 ● 日シンガポールEPA、日マレーシアEPAにおいては、協力の詳細及び手続に関する規定内容が限定的であるため、TPP協定に含まれる規定がより包括的なものとなれば、これら2カ国との間で競争当局間の協力を促進できることになる。また、現在交渉中の日豪EPAに詳細な規定が置かれない場合は、豪州との間でも同様の効果が得られる。
越境サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般に、我が国を含め先進国は、高度な技術や資本を要するサービス貿易の競争力が高く、途上国に対して自由化を求めていく立場にある。TPP協定でネガティブ・リスト方式が採用される場合、これまで我が国がポジティブ・リスト方式によりEPAを締結した国

	<p>(シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム等)との関係では、自由化される分野が広がる可能性がある。また、規制の現状等が一目で分かるため、企業等にとっては、透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。</p>
商用関係者の移動	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人商用関係者が相手国に入国・一時的に滞在するにあたり、法的安定性・予見可能性が得られることに加え、その手続が不透明であったり、遅延したりする国に対し、その迅速化・簡素化を求めることができる。
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 高い水準のルールや市場アクセスの改善(例：外資規制や再保険規制の自由化)が規定される場合、特にASEANのTPP協定交渉参加国における我が国の金融関連企業のビジネス環境が整備される。
電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に途上国について、これまで電気通信分野の規制等は各国の自主的な約束に委ねられてきた事項が多く(例：主要な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止、相互接続の義務化等)、これらの点について高い水準の規定が盛り込まれる場合、国際取引を行う我が国事業者にとって利益となる。
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国企業等にとっては、電子商取引の環境が整備される。
投資	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉参加国の中には、主にASEAN諸国において、外資規制、自国民雇用要求、技術移転要求など様々な投資障壁が引き続き存在しているため、高い水準の内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止が盛り込まれる場合、我が国企業の外国における投資環境の改善を図るための法的基礎を構築することができる。 ● TPP協定に「国家と投資家間の紛争解決手続」などを盛り込むことは、内国民待遇などを確実なものとする上で重要。具体的にはTPP協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の収用などによる不当な待遇を受ける事態が発生した場合、こうした手続を通じて、問題の解決を図ることも可能となる。 ● 投資についてはWTO協定のような多国間条約が存在しないため、TPP協定交渉を通じて投資に関する多国間規律の策定につながる議論に参加し、我が国の国益を反映させることができる。
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易の促進や投資の誘致のために環境基準を緩和しないとの規定や、環境関連条約の遵守、高い環境保護水準の設定等の規定が盛り込まれる場合、環境面で先進的な立場にある我が国企業の競争力の確保につながりうる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国が強みを持つ環境物品・サービスの自由化によっても、我が国企業の競争力強化・国民生活の向上に資する可能性がある。
労働	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際労働機関（ILO）加盟国としての義務の確認、「労働基準の緩和の禁止」等の規定が盛り込まれる場合は、不当な競争によって日本における事業コストが相対的に上昇することを防ぐ上で有意義である。
制度的事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国EPAでは、必要に応じて課題の改善等を行う仕組みとして、合同委員会及び小委員会を設けている。この仕組みは企業が抱える具体的な懸案事項を両国政府を交えて議論する効果的な機能であり、これにより、ビジネス環境の向上に繋げることができる。
紛争解決	特になし
協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国は多くのEPAにおいて協力章を設けていることから、仮に何らかの規定が盛り込まれる場合には、基本的に前向きに対応が可能であり、また、税関手続、知的財産保護、競争政策等の分野での人材育成などは日本企業のビジネス環境整備の観点からも意義がありうる。
分野横断的事項	（現時点では議論が収斂していないため、今後の議論を見きわめた上で対応を検討する必要がある。）

TPP協定において慎重な検討を要する可能性がある主な点

2011年11月
外務省

交渉分野	慎重な検討を要する可能性がある主な点
物品市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉においては、高い水準の自由化が目標とされているため、従来我が国が締結してきたEPAにおいて、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水産品（コメ、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等）を含む940品目について、関税撤廃を求められる。 ● 米豪・米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はある。
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定において、我が国特有の品目別規則と異なり、農林水産品で輸入原材料を用いた場合も原産品と認めるルールとなる場合、TPP参加国以外の国からの輸入原材料を使用した産品が輸入される可能性がある。 ● 原産性の証明制度については、我が国が採用していない完全自己証明制度（全ての輸出者等が原産地証明を行うことを認める制度）などが採用される場合には、企業を始め全ての輸出者等が自主的に原産性の確認を行う体制づくりが必要となるとともに、本来ならば原産資格を有しない産品が、協定に基づく有利な条件で輸入されることを防ぐ観点から、適切な運用の確保を検討することが必要。
貿易円滑化	特になし
SPS（衛生植物検疫）	<ul style="list-style-type: none"> ● WTO・SPS協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。例えば、「措置の同等」と「地域主義【注】」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS協定に従って、個別案件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。 【注】地域主義 病虫害発生国であっても、清浄地域（病虫害の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念。 ● SPS措置について国際基準との調和を一般的に義務付ける規定が盛り込まれるような場合には、WTO・SPS協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。 （例えばWTO・SPS協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準より

	<p>も高いレベルの措置を導入・維持できるとされている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりTPP交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検査上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。
TBT(貿易の技術的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ● 透明性に関する規定 規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での関与を認める旨の規定が設けられる場合、我が国はこうした運用を行っていないため、我が国の手続の変更等の手当が必要となる。 ● 個別分野についての規定 現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。
貿易救済(セーフガード措置等)	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉参加国の二国間FTAでは、従来の我が国のEPAと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容【注】となっており、同様の内容がTPP協定に盛り込まれることとなる場合には、関税の引き下げによる輸入増加が国内産業に被害を及ぼすのを防ぐためのセーフガード措置を発動できる条件が厳しくなる可能性があり、その場合は、セーフガード措置も発動しにくくなる。 <p>【注】貿易救済分野の規定でTPP協定交渉参加国間のFTAと我が国EPAとの間に見られる相違点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同一品目に対するセーフガードの再発動が禁止(我が国EPAでは再発動は可能)。 ② セーフガードの発動期間が関税撤廃期間に限定される(我が国EPAでは関税撤廃期間に限定されない)。
政府調達	<p>政府調達については、TPP交渉参加国間のFTAでも、協定が適用される機関、物品、サービス、基準額についてはさまざまであるので、慎重な検討を要するかは一概に断定できないが、次のような点が挙げうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調達基準額については、我が国とTPP交渉参加国との間に以下のような相違があることから、調達基準額の引き下げを求められる場合は、慎重な検討が必要になる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「中央政府機関」の物品、サービスの基準額について、TPP協定交渉参加国間のFTAの中には、P4協定、米豪FTA、米チリFTAのように、我が国の半分以下の水準のものがある。 ② 「地方政府機関」及び「その他の機関」のうちの一部(民営化企業

	<p>など特殊法人)の建設サービスの基準額について、TPP協定交渉参加国のFTAの中には、米豪FTA、米ペルーFTA、米チリFTAのように、我が国のほぼ三分の一の水準のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調達対象となる物品、サービスの範囲が広がる場合には、慎重に対応を検討する必要がある。 ● 仮に地方政府機関の調達対象が更に拡大する場合には、特に小規模な地方公共団体においては、海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して多大な事務負担を強いることにつながるおそれがある。
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉参加国間のFTAには、我が国法制度とは整合的でない、例えば以下のような規定が存在するものがある。このような規定が採用される場合には、慎重な検討が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 特許：発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間を12ヶ月にする。 ② 商標：視覚によって認識できない標章（例えば音）を商標登録できるようにする。 ③ 著作権：我が国制度よりも長い期間、著作権を保護する。 ④ 刑事手続：著作権侵害につき職権で刑事手続をとることを可能にする。 ⑤ 地理的表示：商標制度を用いた出願・登録型による地理的表示を保護する。 ● P4協定及び豪・NZ・ASEAN・FTAには、遺伝資源、伝統的知識及び民間伝承（フォークロア）に保護を与えることを可能とする旨の条項が含まれているが、こうした規定が求められる場合には、慎重な検討が必要となる。ただし、これらについてはそもそも定義等の基本的な事項を巡って多数国間の場で南北対立が続いており、このような事項がTPP協定に盛り込まれる可能性は低い。
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国EPAでは取り扱ったことがない以下のような規定が盛り込まれる場合には、我が国制度との整合性について十分な検討が必要となる。ただし、これらの規定は他の交渉参加国も簡単に受け入れない可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公的企業及び指定独占企業に関するルール ② 事件関係人の権利を審査手続において確保する規定 ③ 競争政策に関する規律を引き下げるような規定（例：競争法の適用除外を明示的に容認する規定【注1】） ④ 競争政策の範囲に収まらない規定（例：消費者保護に関する消費

	<p>者保護当局間の協力に関する規定【注2】</p> <p>【注1】競争法の適用除外 P4協定に規定あり。特定の措置や分野を競争法の適用除外とすることを明示的に認めた上で、附属書でこれら措置や分野を列挙している。</p> <p>【注2】消費者保護当局間の協力 消費者保護法に関連する事項につき、消費者保護当局同士が協力することを定める規定。米国の二国間FTAに規定があるが、我が国は、競争章は競争法とその執行や協力につき定める章であることから、消費者保護当局同士の協力については、競争章に馴染まないとの立場をとっている。</p>
越境サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで我が国のEPAにおいて自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性がある。 ● 仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。
商用関係者の移動	現時点においては、特になし。
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで我が国は、WTO・EPAにおいてすでに高いレベルの自由化を約束しており、追加的約束を求められる余地は考えにくい。他方、TPP協定交渉参加国間のFTAにおいては見られないものの、我が国との二国間の協議において提起されている関心事項（郵政、共済）について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要。
電気通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の約束レベルは総じて高く、現時点では慎重な検討を要する可能性があるか否かは判断できない。
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 我が国EPA（日スイス）の規定と内容が異なる点としては、例えばデジタル・プロダクトの定義の範囲【注】、電子送信に対する関税をかけないことをどのように規定するか等がある。 <p>【注】CDやフロッピーディスク等に固定されたプログラム等について、日スイスEPAではデジタル・プロダクトには含まれないとしているが、米豪FTA、米ペルーFTAにおいては含まれると定義している。</p>
投資	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで我が国のEPAにおいて留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合には、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が留保してきた措置・分野の変更が求

	<p>められたことはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国家と投資家の間の紛争解決手続」が採用される場合、我が国がこれまで締結してきたEPAや投資協定、エネルギー憲章条約と同様、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されない。ただし、過去に我が国が締結したEPAや投資協定、エネルギー憲章条約の「国家と投資家の間の紛争解決手続」に基づいて、我が国に対する投資紛争が国際仲裁に付託されたことはない。（「国家と投資家の間の紛争解決手続」において最も多く利用されている仲裁機関である投資紛争解決国際センター（ICSID）によると、2011年6月末までに同仲裁機関に付託された案件の関連業種は、石油・ガス・鉱山業（全案件の25%）、電力等エネルギー産業（13%）、運輸業（11%）、上下水道・治水（7%）、建設業（7%）、金融業（7%）、情報通信業（6%）、農林水産業（5%）、観光業（5%）、サービス・貿易業（4%）、その他の産業（10%）となっている。）
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● TPP協定交渉参加国が締結しているFTAの規定には我が国のEPAに含まれていないもの（個人の申立てを可とする、環境法規の違反に対する制裁措置及び救済措置のための手続整備等）もあるが、これらの規定の内容は我が国の国内法で概ね担保されると考えられる。 ● 海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助金やサメの漁獲その他の漁業活動等に係る国内政策との関係に留意する必要がある。
労働	特になし
制度的事項	特になし
紛争解決	特になし
協力	特になし
分野横断的事項	（現時点では議論が収斂していないため、今後の議論を見きわめた上で対応を検討する必要がある。）

TPP 協定(日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要)

平成 24 年 2 月
外 務 省

1.概観

- 締切日の13日までに113件、その後2月6日付で2件追加され、合計115件の意見が提出。
- 提出された意見の大部分は、日本のTPP交渉参加に肯定的。
 - ・主な理由:日本は米国にとって主要な貿易投資相手国である、米国の輸出に大きな機会をもたらす、日米関係の強化に資する等。
 - ・主な条件:現在の交渉スケジュールを妨げることとなってはならない、高い水準を目指すことに対するコミットが必要、合意済みの事項についてリオープンしてはならない等。
- 肯定的な意見であっても、我が国の一層の市場アクセス改善等を求める意見が付されているものがある点につき注意が必要。

(1)全体

意見の総数 115件

(肯定的:99件(86.1%)、否定的:8件(6.9%)、態度不明:8件(6.9%))

【参考】対カナダ:121件、対メキシコ:93件。米韓FTA開始時の意見の総数:331件。

(2)分野別内訳 (コメントを提出した団体による分類)

農業	34件 (29.5%)	医療	4件 (3.4%)
製造業	15件 (13.0%)	自動車	5件 (4.3%)
ビジネス団体	11件 (9.5%)	繊維・衣料品	3件 (2.6%)
食品	11件 (9.5%)	日本の関心団体	2件 (1.7%)
サービス	11件 (9.5%)	エネルギー	2件 (1.7%)
小売り	8件 (6.9%)	ハイテク	2件 (1.7%)
NPO/NGO	5件 (4.3%)	労働組合	2件 (1.7%)

(3)肯定的意見の例

ア 全米商工会議所

TPP交渉参加に関する日本の関心表明を歓迎。日本経済の開放からは米国の全ての関係者が裨益できる。日本は米国にとってアジアで最も重要な戦略的パートナーである。TPPをアジア太平洋地域の経済統合の先駆けとなし得る。さらに、TPPの枠内で共通の政策目標を追求し得る。全ての財・サービス及び貿易・投資に関する国内の障壁をテーブルに載せるべき。米国と同レベルの市場アクセスの確保を求める。

イ 米国食肉協会

日本は米国にとって最大の豚肉輸出相手国、第三位の牛肉輸出相手国であることから、日本のTPP交渉参加は大きな機会。他の交渉参加国が合意済みのものと同じ包括的な農産品市場アクセスへの合意、食品安全に関する国際的で科学に基づいた基準の遵守が必要。

ウ 全米製造業協会(NAM)

日・カナダ・メキシコの交渉参加を支持。TPP協定交渉は参入障壁に係る長年の懸案を解決する機会を提供する。アプライオリの除外をすることのない包括的な合意へのコミット、合意済みの事項をリオープンしないこと、全ての貿易・投資障壁をテーブルに載せること等が必要。

エ 米国保険協会(ACLI)

TPP協定交渉への日本の関心表明を歓迎し、完全に支持。TPPは、公平な競争、消費者の保護、消費者の商品選択、市場の効率性等を確保するため米国と日本が協調する機会を提供。

TPPのプロセスを通じ、かんぽ生命及び共済との競争をゆがめる政策・法律・運用を除去又は修正すること、かんぽ生命による新規又は修正された商品の販売が認可されないこと、新たな措置の導入前に、影響を受けるTPP交渉参加国と優先的に協議すること等に合意するよう要望。

オ 米国速達協会(EAA)

日本が交渉参加するとの考えを支持。ただし、日本が高い水準の包括的な協定(との基本的考え方)に合意するのが条件。交渉参加に関する議論においては、独占的な郵便サービス提供者に関連する競争促進的政策に対する支持を確保することが重要。

(4) 否定的な意見の例

ア 全米自動車政策評議会(AAPC)

現時点で日本がTPP協定交渉に参加することには強く反対。日本の交渉参加は、日米間の自動車貿易の一方的関係を固定化し、TPP協定が高水準のものとなることを大幅に遅延させ、さらに、米国自動車産業の足かせとなる。国内生産者のみが利益を受ける軽自動車規格に対する特別な待遇は廃止すべき。日本はまず、輸入車への市場開放に向けた複数年に亘るコミットメントを示すべき。

イ 全米労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)

交渉中のTPP協定は未知の点が多く、労働者に与える影響等について見解を示すことは困難。不適切な形で日本がTPP協定に加盟する場合には、米国経済及び労働者への利益がなく、日本に一方的に利益を与えることにもなり得る。適切に交渉されたとしても、TPP協定が貿易均衡を改善し、対日輸出の増加によって(米国内に)雇用を創出する可能性があるというのは大変疑わしい。

ウ ジェネリック医薬品協会

日本のジェネリック医薬品市場は未発達であり、比類のない潜在的可能性をもたらすが、かかる機会を有効活用する上で、TPP協定は適切な手段ではない。

エ 全国農業協同組合中央会(全中)

例外なき農産品関税撤廃は日米両国の友好関係を損なう。日本国内の酪農・食肉生産が減少すれば米国からの飼料輸入も減少する。国境地帯の農業等への打撃は安全保障上の問題となるおそれがある。日本の食料輸入増加により世界の飢餓・栄養不足人口が大幅に増加する。例外なき関税撤廃や国内規制の厳格な統一は、アジア太平洋地域の共通目標達成に資するものではない。

オ メーン州市民通商政策委員会

日本のTPP協定への参加はTPP協定の当初の目的からの乖離、近年のFTAは州固有の権限への侵害である等を指摘。(了)

我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画

平成23年10月25日

食と農林漁業の再生推進本部決定

目次

I. はじめに	1
II. 目指すべき姿と基本的考え方	2
1. 目指すべき姿	
2. 基本的考え方	
III. 農林漁業再生のための7つの戦略	3
戦略1 競争力・体質強化 ～ 持続可能な力強い農業の実現 ～	
戦略2 競争力・体質強化 ～ 6次産業化・成長産業化、流通効率化 ～	
戦略3 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する	
戦略4 森林・林業再生 木材自給率50%を目指し、森林・林業再生プランを推進する	
戦略5 水産業再生 近代的・資源管理型で魅力的な水産業を構築する	
戦略6 震災に強い農林水産インフラを構築する	
戦略7 原子力災害対策に正面から取り組む	
IV. 速やかに取り組むべき重要課題	11
V. 行動計画（今後5年間の工程表）	12

1. はじめに

- (1) 我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面している。農山漁村も活力が低下しており、食と農林漁業の競争力・体質強化は待ったなしの課題である。同時に、我が国の貿易・投資環境が他国に劣後してしまうと、将来の雇用機会が喪失してしまうおそれがある。こうした認識に立って、食と農林漁業の再生実現会議は、「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）にあるとおり、「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」ことを目的として、これまで精力的に議論を積み重ねてきた。
- (2) そうした中、東日本大震災が起これ、農林漁業に大きな被害をもたらした。現代文明の脆弱性を露呈し、他方、被災地を支援する動きが国の内外に広がり、我々は、人と自然の共生、人々の絆やつながりの価値を再認識した。
- 原子力災害がいまなお継続していることから、被災地を中心に農林漁業者は営農・操業に大きな不安を抱えている。我が国の農林水産物の信認は大きく低下した。
- また、東日本大震災を機に、産業の空洞化懸念は深刻化している。地域経済も深刻な影響を受けるおそれがある。
- (3) 他方、東日本大震災直後の状況から食料生産・物流が断絶した場合の食料の安定供給の必要性が再認識された。これを機会に、国民生活の根幹を担う農林漁業が国民の期待に応えられるよう、農林漁業関係者の意識改革を図ることも必要である。
- 国内外を視野に、農林水産物の個性、強み、特色、持ち味を再確認し、ジャパンブランドを早急に再構築する必要がある。
- (4) 本基本方針は、これまでの検討を踏まえ、我が国の食と農林漁業の再生の姿、全国対策として講ずべき方針及びこれを実現するための行動計画を基本方針としてまとめたものである。これにより、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に基づく食料自給率50%の達成等を目指していく。さらに、我が国の食と農林漁業の再生の姿とその実現のために講ずべき施策は、東日本の復興にも資するものである。

被災地域においては、本基本方針を踏まえ、復興を進めていく上で全国のモデルとなるような思い切った施策を展開することが期待される。

- (5) 以上を通じ、次世代を担う農林漁業者が、安心して農林漁業の再生に取り組めるような新しい農林水産行政を推進する。

II. 目指すべき姿と基本的考え方

1. 目指すべき姿

- (1) グローバル化が進展する中で、様々な地域や多様な産業が共存する。
人と人の絆を大切に、お互いの価値を認め合い、持続的に繁栄する社会を構築する。
- (2) 農林漁業も活力に満ち、若者が魅力を感じ、従事したくなるような産業となる。農林漁業に従事する人だけでなく、農山漁村に暮らす人も生き生きと生活を営み、安心して生業にいそしむ。
都市の消費者も、食料供給に不安を持たずに食生活を営む。
- (3) 必要な政策メニューを、責任を持って提示し、現場の方々の主体的判断を尊重する。
- (4) 国内需要が縮小する中、新たな需要の創出、内外の新規市場の開拓を通じて国内の生産基盤を維持し、高いレベルの経済連携と両立しうる持続可能な農林漁業を実現する。

2. 基本的考え方

- (1) 「美味しい」、「安全」、「環境にやさしい」という持ち味を再構築する取組を推進し、需要に応じた農業を実現する。
農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する。

(2) 経営継承を円滑に行い、農林漁業の6次産業化等を担う人材を確保する。

特に、土地利用型農業については、今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。これを実現するため、担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する。

(※1) 一定規模を示して、それ以下を政策の対象から外すことを目的とするものではない。現場の方々の主体的な判断を尊重しつつ政策の選択肢を示すことにより誘導することが重要である。

(※2) 上記の考え方は、意欲あるすべての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの「食料・農業・農村基本計画」の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものである。

(3) 農林漁業は本来成長産業である。強みを伸ばし、弱点を克服するという視点で農林水産政策全体を攻めの姿勢で見直し、世界各国の農林漁業従事者の経営ノウハウ、技術や農林水産政策から学びつつ、高い目標を掲げて、優秀な人材を呼び込む。

(4) 政府は、農林漁業者にセーフティネットを提供する。これによって、農林漁業の多面的機能等を維持する。

Ⅲ. 農林漁業再生のための7つの戦略

【戦略1】競争力・体質強化

～ 持続可能な力強い農業の実現 ～

- ・新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する
- ・平地で20～30haの土地利用型農業を目指す

(1) 新規就農の増大

① 基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要である。このことから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進する。

また、地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を積極的に活用するため、農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して女性の参画を求めるなどの措置を講ずる。

- ② 経営の複合化・法人化、機械や技術の最適化、6次産業化など農業経営の多様な発展の道筋に対応して、農業経営者を客観的に評価する指標を策定する。また、これを優れた農業経営者の育成支援に向けた取組に活用する。

(2) 農地集積の推進

戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。

意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積、分散した農地の連坦化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する。加えて、農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する。

さらに、農地集積を促進するため、すでに区画が整備されている水田のけい畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化を進める。

以上のような農地集積のための取組や集落営農の推進などの方策を、地域の特徴に応じて組み合わせることにより、Ⅱの「2. 基本的考え方」にあるとおり、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。

(3) 関連組織・関連産業のあり方

農協、農業委員会については、農業者の経営発展のための役割に徹するという考え方の下、具体的には、

- ① 農協系統組織については、持続可能な力強い農業の実現を図るとともに、実現後の姿を踏まえた事業体制を構築する。特に、食品産業、量販店、商社などとの協力・連携によって農産物の販売力を抜本的に強化し、それを前提に、買取販売の拡大など農業者の経営発展に資する事業展開を強化する。

また、肥料等の生産資材については、海外原料価格の高騰等の中で資材メーカーなどとの協力・連携により、国内に供給する資材価格の引下げに取り組む。

- ② 農業委員会系統組織については、遊休農地解消等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底に努め、その状況を見極めた上で、組織のあり方につ

いて検討する。

- ③ 加えて、関係府省が連携して、生産資材に係る施肥量の低減など農業者の生産コスト低減に資する技術開発、流通合理化等を進めていく。

【戦略2】競争力・体質強化

～ 6次産業化・成長産業化、流通効率化 ～

「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を再構築する

内外を含め、消費者のニーズに即してこそ持続可能な農林漁業の発展がある。この方向で消費者目線に立った農林漁業経営を促進し、農林漁業関係者の意識変革を図ることが重要である。

(1) 農林漁業の高付加価値化

- ① 農林漁業・農山漁村の6次産業化を促進するためには、生産・製造技術や経営・マーケティング等の多様な知見が必要である。このため、農林漁業者にアドバイスを行う専門家（6次産業化プランナー）の育成を強化する。また、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化法）に基づく計画的な取組に対する支援措置等とあわせて、地域における関連施設の設置の円滑化等を図る。
- ② 農林漁業者等による農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む6次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施するためのファンドの組成について具体的に検討し、平成23年度中に結論を得る。
- ③ 環境保全型農業、「農業生産工程管理（GAP）」、「危害分析・重要管理点（HACCP）」など品質等を客観的に評価できる取組を拡大する。
- ④ 独立行政法人、大学、民間、都道府県等の総力を結集し、農林漁業の成長産業化に必要な先進的な技術の開発・実用化・普及を戦略的に推進する。普及事業については、先進的な農林漁業者等に対する技術指導・支援の体制を強化する。加えて、農商工連携などによる経営の高度化を図るための取組に対する経営支援などの中小企業政策と連携を推進する。

(2) 消費者との絆の強化

- ① 地域の力が総合的に発揮されるよう、都市住民のライフスタイルを変える市民農園やグリーン・ツーリズムの活用、企業や消費者が農林漁業を支援する仕組みの導入、学校給食等の公的施設の活用や鳥獣被害対策との連携等による地産地消の推進、社会福祉事業と農林漁業の相互連携等を推進する。

この際、特に豊かな自然に恵まれた中山間地域を中心に、これらの取組を関係者が共同して行うことによって地域が新たな価値を創造する場、高齢者が生活しやすい場となるように努めるものとする。

- ② 海外を含めた消費者、産業界、外国政府等幅広い層の参加を得た「食と農林漁業の祭典（仮称）」の開催等、供給・需要サイドの新しい関係を踏まえたジャパンプランドの再構築に資する取組を進める。

(3) 国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し等

- ① 原発事故に伴い、食品の安全確保の必要性が高まる中、我が国の農林水産物・食品に対する諸外国の評価がゆらぎ、諸外国の規制強化等による損失が生じている。我が国の農林水産物・食品への信認を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させるため、体制の強化を含め、輸出戦略を立て直す。
- ② 我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する。
- ③ 日本の食文化の無形文化遺産への登録に向け、関係省庁が連携して検討し、平成23年秋に結論を得る。

(4) 流通効率化

- ① 農林漁業の成長産業化や輸出戦略の立直し等の課題に対応しつつ、食品産業のあり方や展開方向を示した「食品産業の将来ビジョン（仮称）」を平成23年度中に策定し、これに基づき進めていく。
- ② 農協系統組織や生産資材関連産業に係る流通合理化については、戦略1の(3)に掲げるとおり進めていく。

【戦略3】

エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

- (1) 土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源が農山漁村に豊富に存在する。豊かな農山漁村を形成するためには、これらの地域資源を有効に活用し、

新たな所得と雇用を生み出すことが重要である。

また、当該資源を活用して、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等を用いたエネルギー）を供給することは、分散型エネルギー供給体制の形成や国土の有効な活用等にも資するものである。

- (2) このため、農山漁村に存在する資源を活用し、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用等を確保しながら、地域主導で再生可能エネルギーの供給を促進する取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進めるための制度について具体的に検討し、平成23年度中に結論を得る。
- (3) また、このような取組を推進するため、再生可能エネルギーの技術開発を加速するとともに、6次産業化法に基づく計画的な取組に対する支援措置等の活用を通じて、災害に強く、エネルギー効率の高い、自立・分散型エネルギーシステム（スマート・ビレッジ）の形成に向けてモデル導入等を行う。

【戦略4】森林・林業再生

木材自給率50%を目指し、森林・林業再生プランを推進する

- (1) 「森林・林業再生プラン」（平成21年12月25日農林水産省公表）を踏まえて策定された「森林・林業基本計画」（平成23年7月26日閣議決定）に基づき、我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するため、多様な森林の整備、森林施業の集約化や路網整備、人材育成、木材の利用拡大を総合的に推進する。
- (2) 被災者の生活再建に必要な住宅等の資材を確保するため、木材の安定供給を推進する。
- (3) また、地産地消、バイオマスエネルギーの利用の推進など山村に豊富に存在する森林資源の有効活用や都市と山村の協働、きのこ等特用林産の振興等により、林業等の収入を補完する就業機会の創出等を促進する。

【戦略5】水産業再生

近代的・資源管理型で魅力的な水産業を構築する

- (1) 省エネ・省コスト等高性能な漁船の導入、協業化や船団の合理化、高度な品質管理手法の導入等の取組や共同利用漁船の導入等を契機とした生産性・収益性の高い経営を推進する。また、養殖経営の特性を踏まえた共同化・協業化等を推進するとともに、衛生管理体制の高度化や適正な養殖密度での生産を推進する。
- (2) 就業希望者と漁村とのマッチングや漁業現場での長期研修等の推進などにより次世代の担い手の定着・確保を推進する。また、資源管理・漁業所得補償対策により、適切な資源管理と燃油高騰等に対応した漁業経営の安定を確保する。
- (3) 地域の漁業を支える役割を果たしていけるよう漁協系統組織の経営基盤等を確保するための組織・事業の再編整備等を目指す漁協等の取組を促進する。
- (4) HACCPに基づく品質管理など安全な水産物の安定的な供給に向けた水産流通・加工業の取組を支援するとともに、漁業・漁村の6次産業化を通じた産地の水産業の強化の取組や、流通拠点漁港における高度衛生管理対策など水産物の生産・流通の拠点となる、漁港の流通・加工機能の強化等を推進する。

【戦略6】 震災に強い農林水産インフラを構築する

(1) 地震、津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し

- ① 防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直す。特に、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設の改修・整備等を重点的に推進する。また、津波に対する減災機能も考慮し人工盛土も活用した海岸防災林の復旧・再生を図る。漁港については、岸壁の耐震化や防波堤の強化、避難路の整備等を推進する。

- ② 本基本方針の推進や東日本大震災の教訓等を踏まえ、我が国農業の体質強化と震災からの復興等に対応した新たな政策展開に資するため、土地改良事業等の方向性を示した「土地改良長期計画」（平成 20 年 12 月 26 日閣議決定）を平成 23 年度末を目途に見直す。
- ③ 農地・農業用水等の資源や土地改良施設の保全管理・整備について見直し、施設の長寿命化等を図る。また、保全管理等を円滑に実施するため、NPO 等の活用を含め、集落を支える広域的な保全管理体制を構築する。

(2) 災害を想定した食品のサプライチェーン対策や飼料の安定供給対策

災害発生時に米・生鮮食料品等を安定的に供給できる体制を構築するため、関係者による協議や連携等を推進する。また、災害発生時に畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、地域間・地域内での連携を推進するとともに、飼料用穀物の適正な備蓄水準を確保する。

(3) 食料安全保障マニュアルの見直し

今回の震災・原発事故の教訓を将来に生かす観点から、これらを含む食料の安定供給に関する様々な不安要因（リスク）について、早急に検証を行い、この結果に基づき「不測時の食料安全保障マニュアル」（平成 14 年 3 月 25 日農林水産省決定）を見直す。

【戦略 7】 原子力災害対策に正面から取り組む

地震、津波に続いて発生した今回の原子力災害は、世界的にも最大級の水準のものである。我が国の農林水産物への被害は現在もなお拡大し、信認を著しく毀損している。

このような被害に対する農林漁業者の心情に思いをはせ、政府は一丸となって、以下に掲げる対策も含め、原子力災害対策に正面から取り組んでいく。

- (1) 食品衛生法上の暫定規制値を超過する食品の流通を防止するため、検査体制を強化し、その上で国産農林水産物の放射性物質濃度の調査を的確に実施することに加えて、農地土壌、飼料・肥料等の生産資材、森林、海域等における放射性物質の濃度実態を調査する。

また、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）等に基づき、国が、県、市町村、地域住民と連携し、農地及び森林の放射性物質の低減対策や拡散防止対策を実施するとともに、地方自治体が行う除染等の取組についても、国は必要な措置を実施する。

- (2) 農業者が安心して営農できるよう、畜産農家や耕種農家等の現場に対する情報提供や技術指導を適切に実施する。また、農業者が希望する場合には、将来性のあるまとまった地域への移転や研修を受け入れることを支援する。
- (3) 消費者に的確に情報を伝達するため、放射性物質濃度調査の結果を迅速に公表する。
- (4) 原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償紛争解決センターが設立されたところであり、原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償については、東京電力による賠償が迅速かつ適切になされるよう、政府全体として万全を期す。

IV. 速やかに取り組むべき重要課題

- (1) 食と農林漁業の再生に当たっては、東日本農林漁業の復興、日本の農水産物の信認回復にしっかり取り組まなければならない。戦略6、戦略7として、震災に強い農林水産インフラの構築、原子力災害対策の取組について記述しており、まずは、農林漁業における震災対策について万全の措置をとることが必要である。なお、被災地において、全国のモデルとなるような施策を展開するに当たっては、それぞれの地域の地勢等の条件やこれまで営まれてきた農林漁業の特徴を念頭に置く必要がある。
- (2) 本基本方針は、震災前までの検討で抽出した課題に、戦略6や戦略7といった震災後に新たに生じた課題を加え、全国的な競争力・体質強化等のために検討すべき施策をまとめたものである。競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図る。当面、そのための取組に資源を集中的に投下しなければならない。
- (3) こうした施策を実現するために、7つの戦略ごとに、別表の行動計画を示した。
- (4) 高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、本基本方針にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要である。消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズムの構築も含め、具体的に検討する。

また、種々の対立構造を避け、冷静な議論が行われるよう、必要な情報を国民に開示する。

具体的な方策は、上記の考え方をもとに、国民的議論を経て、個別の経済連携ごとに検討する。

V. 行動計画（今後5年間の工程表）

※ [] 内は実施年度

行動計画（平成23～28年度）

戦略

<p>戦略1 競争力・体質強化 ～持続可能な力強い 農業の実現～</p>	<p>青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進 農業経営者を客観的に評価する 農業経営者教育の強化 農林水産施策における女性優先枠の設定等</p> <p>戸別所得補償制度の適切な推進 集落内での徹底した話し合いを通じた農地集積 分散した農地の連坦化やけい畔除去等による区画拡大を含め、ほ場の大区画化を推進</p> <p>農協系統組織の販売力の抜本的強化等の促進 農業委員会による改正農地法の運用の徹底 生産コスト低減に資する技術開発、流通合理化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平地で20、30ha規模の土地利用型農業の実現 ● 新規就農を促やし、将来の日本農業を支える人材を確保
<p>戦略2 競争力・体質強化 ～6次産業化・成長 産業化、流通効率 化～</p>	<p>フアンドの組成について具体的 に検討し、結論 [23] 普及事業における先進的農林 漁業者等に対する技術支援体 制の強化 [24] 6次産業化の促進 （フアンダーの育成強化、フアンドによる支援等） 環境保全型農業、GAP、HACCP等の展開 先進的な農林水産技術の開発・実用化・普及の推進</p> <p>市民農園やグリーン・ツーリズムの活用 地産地消（鳥獣被害対策との連携等）、社会福祉事業との相互連携等の推進 ジャパンブランドの再構築に資する取組の推進</p> <p>輸出戦略の策定 [23] 食文化の無形文化遺産登録の提案 [23] 地理的表示の保護制度の導入 国産の農林水産物・食品への信認回復 に向けた体制強化 将来ビジョンに基づく施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 6次産業の市場規模の拡大 ● 農林漁業者等に対する技術・経営支援体制の整備（6次産業化フアンダーの充実等）

<p>戦略 戦略3 エネルギー生産への 農山漁村の資源の活 用を促進する</p>	<p>農山漁村における再生可能エネルギー生産促進 の制度について検討し、結論〔23〕 地域主導で再生可能エネルギーの供給を 促進する取組の推進</p>	<p>農山漁村に おける再生 可能エネルギー 生産の 促進</p>
<p>戦略4 森林・林業再生</p>	<p>森林整備、森林施業の集約化、路網整備の促進 人材育成、木材利用の拡大、木材の安定供給、木質バイオマスのエネルギー利用等 の推進</p>	<p>50%の達成率 の林業基本計画 の推進</p>
<p>戦略5 水産業再生</p>	<p>水産基本計画や漁港漁場整備長期計画の見直し〔23〕 高性能漁船の導入、船団の合理化、共同化・協業化等の推進 資源管理・漁業所得補償対策の実施 就業希望者と漁村とのマッチング、漁業現場での長期研修の推進 漁協系統組織が取り組む組織改革の促進 6次産業化を通じた産地水産業の強化、漁港の流通・加工機能の強化</p>	<p>生産性・収益性の高 い漁業経営の実現 近代的・高度管理型 の水産業の構築</p>
<p>戦略6 震災に強い農林水産 インフラを構築する</p>	<p>土地改良長期計画の見直し〔23〕 農業用施設・漁港施設等の耐震化 防潮堤等の早期復旧、避難路の整備、海岸防災林の再生等 施設の長寿命化と安全管理等の円滑な実施 震災・原発事故等の食料安定供給 検証を踏まえた食料安全保障 食品のサプライチェーン対策の推進 に関する不安要因の検証〔23〕 マニユアルの見直し〔24〕 飼料の安定供給対策の推進</p>	<p>農林水産 化・防災イ 食料・飼料の 安定供給体制 の確立</p>
<p>戦略7 原子力対策に正面か ら取り組む</p>	<p>国産農林水産物、農地土壌、生産資材（肥料・飼料等）、森林、海域等における放射性物質 の濃度調査 畜産農家や耕種農家等への情報提供や技術指導の適切な実施 除染対策工法の確立〔23〕 農地及び森林の放射性物質の低減対策等の実施 被害を受けた農林漁業者等への東京電力による賠償について、迅速かつ適切になされるよう 政府全体として万全を期す</p>	<p>検査体制の強化や 除染に向けた取組 の推進 情報提供・技術指 導の徹底</p>

(参考資料)

○食と農林漁業の再生推進本部の設置について

(平成22年11月26日閣議決定)

○食と農林漁業の再生実現会議の開催について

(平成22年11月30日食と農林漁業の再生推進本部決定)

○食と農林漁業の再生実現会議 構成員

○審議等の経過

食と農林漁業の再生推進本部の設置について

平成 22 年 11 月 26 日
閣 議 決 定

1. 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣に食と農林漁業の再生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 他のすべての国務大臣
3. 本部は、必要に応じ、本部の構成員のうち特に関係のある者、有識者等により構成する会議を開催することができる。
4. 本部の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
6. 食料・農業・農村政策推進本部（平成 12 年 3 月 24 日閣議決定）については、廃止し、その機能は、食と農林漁業の再生推進本部に引き継ぐものとする。

食と農林漁業の再生実現会議の開催について

〔平成 22 年 11 月 30 日〕
食と農林漁業の再生推進本部決定

1. 官民の力を結集して、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を検討・推進するため、食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣総理大臣が指名する者及び有識者
3. 会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

食と農林漁業の再生実現会議 構成員

平成 23 年 10 月 20 日

議長	野田 佳彦	内閣総理大臣
副議長	古川 元久	国家戦略担当大臣
	鹿野 道彦	農林水産大臣
構成員	藤村 修	内閣官房長官
	川端 達夫	総務大臣
	安住 淳	財務大臣
	玄葉 光一郎	外務大臣
	枝野 幸男	経済産業大臣
	大泉 一貫	宮城大学事業構想学部長
	加藤 登紀子	歌手、元国際連合環境計画 (UNEP) 親善大使
	川勝 平太	静岡県知事
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社 取締役会長
	相良 律子	栃木県女性農業士会 会長
	生源寺 眞一	名古屋大学大学院生命農学研究科 教授
	萬歳 章	全国農業協同組合中央会 会長
	深川 由起子	早稲田大学政治経済学術院 教授
	佛田 利弘	株式会社ぶった農産 代表取締役社長
	三村 明夫	新日本製鐵株式会社 代表取締役会長
	村田 紀敏	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 代表取締役社長

審議等の経過

平成22年

11月9日

包括的経済連携に関する基本方針（閣議決定）

11月26日

食と農林漁業の再生推進本部の設置について（閣議決定）

11月30日

第1回 食と農林漁業の再生推進本部

1. 食と農林漁業の再生実現会議の開催について
2. 今後のスケジュールについて

第1回 食と農林漁業の再生実現会議

1. 会議の運営要領について
2. 食と農林漁業の再生実現会議幹事会の開催について
3. 主要論点について
4. 今後の検討スケジュールについて

平成23年

1月21日

第2回 実現会議

持続可能な経営実現のための農業改革のあり方について
（特に、水田農業を中心とした土地利用型農業の競争力強化に
向けた検討）

2月25日

第3回 実現会議

1. 3月中間整理に向けた論点の全体像と今後の進め方
2. 土地利用型農業の競争力強化に向けた検討
3. 食品供給システム・流通改革、成長産業化・6次産業化に
向けた検討

6月10日

第4回 実現会議

東日本大震災後の農林水産業の状況と復旧・復興対策について

- 7月12日 第5回 実現会議
我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言に向けての検討
- 8月2日 第6回 実現会議
我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言について
- 10月20日 第7回 実現会議
我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(案)
について
- 10月25日 第2回 食と農林漁業の再生推進本部
我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画
(食と農林漁業の再生推進本部決定)

※ 上記のほか、「食と農林漁業の再生実現会議幹事会(副大臣級)」
を11回開催し、有識者ヒアリング等を実施(別紙)。

(別紙)

食と農林漁業の再生実現会議幹事会 (副大臣級会合)

○ 構成員 (平成 23 年 10 月 20 日)

座長 石田 勝之 内閣府副大臣 (国家戦略担当)
筒井 信隆 農林水産副大臣

構成員 長浜 博行 内閣官房副長官 (政務)
黄川田 徹 総務副大臣
山口 壯 外務副大臣
五十嵐 文彦 財務副大臣
藤田 幸久 財務副大臣
岩本 司 農林水産副大臣
松下 忠洋 経済産業副大臣

○ 有識者ヒアリング出席者

平成 22 年

12 月 21 日

第 2 回 幹事会

- ・ 牟田 天平 生産者 (水田)
- ・ 木村 誠 (株)TKF 代表取締役
- ・ 神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授
- ・ 野口 和広 上越市副市長

平成 23 年

1 月 7 日

第 3 回 幹事会

- ・ 南部 靖之 (株)パソナグループ代表取締役グループ代表
- ・ 境谷 博顕 生産者 (稲作農家、(有)豊心ファーム代表取締役)
- ・ 佐々木 廣 (株)J A シンセラ 常務取締役
- ・ 近藤 龍夫 北海道経済連合会会長

1 月 28 日

第 5 回 幹事会

- ・ 川満 長英 沖縄県宮古島市上野地区さとうきび生産者組合長
- ・ 原井 松純 酪農家 (J A 道東あさひ代表理事組合長)
- ・ 松延 利博 J A ふくおか八女代表理事組合長
- ・ 佐々木明久 日清製粉(株)取締役社長

2 月 4 日

第 6 回 幹事会

- ・ 高島 宏平 オイシックス(株) 代表取締役社長
- ・ 川野 幸夫 (株)ヤオコー 代表取締役会長
- ・ 弓削 忠生 弓削牧場 代表
- ・ 井上 篤博 日本合板工業組合連合会会長
- ・ 長屋 信博 全国漁業協同組合連合会常務理事

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」 各府省等における主な取組方針

平成 24 年 2 月
内閣官房国家戦略室

我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、その再生は待ったなしの課題となっている。

このような中、食と農林漁業の再生を早急に図るため、政府全体として「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）をまとめたところである。

この基本方針・行動計画は、別添のとおり、各府省等が連携し、政府全体として実行に移していくこととしている。内閣官房調べによると、これを実際に進めていく上での農林水産省の取組方針は参考1、その他の関係各府省等の主な取組方針は参考2のとおりとなっている。

(別添)

食と農林漁業の再生に向けて

～ 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」 に関する取組方針～

農林水産省が中心となり、我が国農林漁業の体質を強化

【戦略1】持続可能な力強い農業実現

- 農地集積の推進
 - ・戸別所得補償制度（規模拡大加算等）
 - ・農地集積協力者に対する協力金の交付
 - ・改正農地法の運用徹底（遊休農地解消）
 - ・ほ場の大区画化
- 新規就農の増大
 - ・青年農業者の経営安定支援
 - ・法人雇用就農の促進
 - ・農業経営者教育の強化

等

【戦略4】森林・林業再生

- ・森林整備
- ・森林施業集約化
- ・人材育成
- ・木材利用の拡大

等

【戦略5】水産業再生

- ・高性能漁船導入
- ・共同化、船団合理化
- ・資源管理・漁業所得補償対策
- ・漁港の流通・加工機能強化

等

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

関係府省が連携し、高付加価値化等を推進

- ・農林漁業成長産業化ファンドの創設
- ・6次産業化法に基づく支援
- ・6次産業化プランナーの活用【農水省】

- ・ジャパブランド再構築
- ・食と農林漁業の祭典（仮称）【農水省、経産省、外務省ほか】

- ・先端技術の実用化・実証・普及（植物工場、陸上養殖等）【経産省、農水省】

- ・輸出戦略策定【農水省】
- ・海外PR、食文化発信【外務省、農水省】
- ・海外商談会、国際食品見本市【JETRO】

- ・学校給食における地場産品の活用促進【文科省、農水省】

- ・鳥獣害対策、捕獲鳥獣の食肉等の利用【環境省、農水省】

- ・中小企業政策との連携【経産省】（経営支援、農商工連携、商店街活性化等）

- ・医食農連携の事業化促進【農水省、厚労省】

エネルギー政策の抜本的見直しの下、再生可能エネルギーの可能性を追求

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用

- ・再生可能エネルギー源由来の電気の固定買取価格制度を導入【経産省】
- ・食料供給や国土保全と両立する再生可能エネルギー供給促進のための法制措置【農水省】
- ・自立・分散型エネルギーシステム形成に向けた調査・実証、モデル導入【環境省、農水省】
- ・グリーンニューディール基金の拡充・活用、里地里山の自然資源の利活用の促進【環境省】

【戦略6】震災に強い農林水産インフラの構築【農水省】 震災対策に万全の措置

【戦略7】原子力災害対策への取組【内閣府、環境省、厚労省、文科省、経産省、農水省ほか】

「我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画」に関する取組方針

平成23年12月24日
農 林 水 産 省

I. はじめに

これまで、戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱として「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に基づき、諸施策を推進しているところである。こうした中、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は待ったなしの課題となっている。

このような中、食と農林漁業の再生を早急に図るため、政府全体として「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）をまとめたところである。

本取組方針は、この基本方針・行動計画を地域で実際に進めるために、4次補正、24年度当初予算の決定を契機に、農林水産省としての具体的な取組の考え方をまとめたものである。

今後、農林水産省は、本取組方針をもとに、地域との意見交換等を行いつつ、施策を着実に実施し、食料自給率の向上（供給熱量ベース：50%、生産額ベース：70%）をはじめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標の達成を目指していくものとする。

II. 戦略ごとの取組方針

【戦略1】持続可能な力強い農業の実現

項目	取組方針
1. 地域農業マスタープランの策定	① 人と農地の問題を解決するための基本的なプランである「地域農業マスタープラン」を、徹底した話し合いを通じて、今後2年間程度で人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指す。 ② 上記の取組が円滑に進むよう、初年度に各都道府県において重点市町村・重点集落を設定して強力で推進する。 ③ 平成24年度以降、地域農業マスタープランに記載された地域の中心

	<p>となる経営体（以下、「中心経営体」という）の育成、農地の集積、新規就農等の実現に資するため、施策・事業を集中展開する。</p> <p><集中展開する施策・事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）、新規就農総合支援事業のうち青年就農給付金（経営開始型）、スーパーL資金の金利負担軽減〔それぞれマスタープラン作成が前提〕 ● ほ場の大区画化のための基盤整備や水利施設の長寿命化 ● 高付加価値化のための施設整備
<p>2. 農地集積の推進</p>	<p>① 戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体（個人・法人を含めた販売農家と集落営農）について、幅広く経営安定を図った上で、以下の施策により農地集積を加速化する。</p> <p>これにより、土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す〔現状：3割〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に受け手となる経営体に対する規模拡大加算 ● 地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付 ● 農地法に基づく遊休農地解消措置の徹底活用 ● 相続税・贈与税の納税猶予の適用農地について、貸し付けた場合にも猶予を継続 <p>② 生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化については、中心経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。</p> <p>特に、既に区画が整備されている水田の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水の整備については、農業者の自力施工等も活用して促進する。また、耕作放棄地の再生利用を加速し経営規模の拡大にも資する。</p>
<p>3. 新規就農の増大</p>	<p>① 平成24年度以降、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、以下の施策・事業を集中展開する。これにより、毎年2万人の青年就農者の定着を目指す〔現状：毎年1万人〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就農準備のため研修を受けている者に対する給付金の給付 ● 経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金の給付 ● 雇用就農を促進するために農業法人が実施する実践研修への支援 <p>② 平成24年度以降、地域のリーダー人材の層を厚くするため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等に対する支援を開始する。</p> <p>③ 畜産については、離農した生産者の農場や施設等を補修・改修し、新規参入者に一定期間貸し付けた後、譲渡する取組により、新規就農を推進する。</p>

4. 女性の能力の積極的な活用	<p>① 地域農業の活性化や6次産業化への女性の能力の活用を図るため、農林水産施策における女性優先枠の設定、地域農業マスタープランづくりの際に女性の参画を要件化する等の措置を講じる。</p> <p>② 女性経営者相互のネットワークの形成や企業経営者等との交流機会の設定、情報交換等を推進する。</p>
5. 農業経営者を客観的に評価する指標	<p>平成23年度は農業者が自ら経営改善に活用するため、幅広く利用できる比較的簡易な指標から策定に着手し、平成24年度は農業法人等の経営内容にも対応した指標を策定する。</p>
6. 農協系統組織	<p>農協系統組織の以下の取組状況を定期的に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な力強い農業の実現に向けた取組と実現後の姿を踏まえた事業体制の構築 ● 食品産業、量販店、商社などとの協力・連携による農産物の販売力の抜本的強化とそれを前提とした買取販売の拡大など農業者の経営発展に資する事業展開の強化 ● 資材メーカーなどとの協力・連携による国内に供給する資材価格の引下げ
7. 農業委員会系統組織	<p>遊休農地解消措置等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底を指導するとともに、その状況を見極めた上で、農業委員会系統組織のあり方について検討する。</p>
8. 生産コスト低減に資する技術開発・流通合理化	<p>① 食料自給率目標の達成に資するため、米粉用米や飼料用米、小麦等の多収品種や麦作との二毛作を拡大するための晩植栽培向き水稻品種、大豆の安定多収生産が可能な「大豆300A技術」等の普及を図る。</p> <p>② 稲、麦、大豆などの土地利用型作物において、地下水位制御システムや耕うん同時畝立て栽培法等の技術を組み合わせ、全国において、地域ごとの条件に応じた生産性の高い水田輪作体系の確立や低コストな省力・多収生産技術等を確立し、平成27年度までに作付体系の生産コストを平成20年比で5割程度削減する。</p> <p>③ 肥料のコスト低減に向け、肥料の生産・流通の構造改善を促す観点から、肥料銘柄数の削減等の効率的な生産・流通モデルの策定について、平成24年度中に調査・検討を行い、その結果を踏まえて、関係省庁・団体等と連携してその普及を推進する。また、土壌診断に基づく単肥施用等や地域の減肥基準の策定等、すみやかに現場の営農に取り入れる。</p>

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

項目	取組方針
<p>1. 農林漁業の6次産業化</p>	<p>以下の施策・事業を集中展開することにより、農林漁業・農山漁村の6次産業化を促進する。これにより、6次産業の市場規模を5年後に3兆円、10年後に10兆円に拡大させる。</p> <p>① 6次産業化の支援は、「六次産業化法」に基づく事業計画の認定を受けた事業者に対するものを基本とする。</p> <p>② 農林漁業者等による農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む6次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施する「農林漁業成長産業化ファンド」を創設するため、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。</p> <p>③ 上記のファンドによる支援のほか、地域密着型の6次産業化についての支援を推進する。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革を促進するため、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）を活用する。</p>
<p>2. 国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し</p>	<p>輸出額1兆円水準（現状：4,920億円）を平成32年までに実現するため、「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」（平成23年11月25日農林水産物・食品輸出戦略検討会取りまとめ）に基づき、</p> <p>ア. 原発事故の影響への対応 イ. 国家戦略的なマーケティング ウ. ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり エ. 確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスク等への適確な対応 オ. 海外での日本の食文化の発信</p> <p>の5つの戦略に沿って、農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた各種取組を実施する。特に、原発事故の影響への対応やマーケティング体制の構築等については、迅速に取り組んでいく。</p>
<p>3. 日本農業の持ち味の再構築 （品質等を客観的に評価できる取組の拡大）</p>	<p>「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を生かす環境保全型農業、農業生産工程管理（GAP）、HACCPなどの取組を拡大し、日本農業の持ち味の再構築を図る。</p> <p>① 平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件とすること、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増とすることを目標に、エコファーマーの育成、有機農業の取組、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を促進する。</p> <p>② 食品の安全性を向上させるため、「サーベイランス・モニタリング中期計画」（有害化学物質（平成23～27）及び有害微生物（平成24～28。策定中。）の5年計画）に基づき、食品に由来する健康リスク</p>

	<p>を把握するための汚染実態を調査する。必要に応じ低減指針を策定するとともに、農業生産工程管理（GAP）等に位置付ける。</p> <p>③ 付加価値の高い農業経営の確立等を視野に、地域特産作物等に使用できる農薬の登録拡大等を推進する。</p> <p>④ 国産農産物の信頼の確保、選好度の向上に資するよう、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定）に則した取組について産地への導入を推進するとともに、平成27年度までに農業生産工程管理の導入産地を3,000（現在の主要産地数約4,400）に拡大する。</p> <p>⑤ 平成24年度において、輸出志向の高い等の意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組を推進することにより、HACCP手法の導入が遅れている中小規模層の食品製造事業者（年間販売金額1億～50億円）の導入率50%を目指す。</p> <p>⑥ 平成23年7月から全面施行された米穀等におけるトレーサビリティ制度の実施状況を踏まえつつ、米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度について検討する。また、消費者庁と連携し、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。</p>
<p>4. 革新的な技術の開発・実用化と普及</p>	<p>① 農林水産物の高品質・高付加価値化、生産コストの大幅な低減などに関する研究開発を行うだけでなく、技術導入・普及するまでの一貫した取組に重点をおいて進める。具体的には、</p> <p>ア. 園芸施設の精密環境制御技術、野菜中の機能性成分の濃度安定化技術など、これまで開発された数々の先端技術を現場の大規模経営体に導入実証し、平成25年度までに実際の経営レベルでの適用技術として最適化する。さらに、これら技術を組合せ、最適化し、実際の大規模経営体において、生産から加工・流通まで含む経営全体でみて収益性が確保できるか検証の上、最適な技術導入・経営手法をマニュアル化し、全国へ普及する。</p> <p>イ. 研究資金の確保等、革新的な技術の開発・実用化・普及までの一連の成果の発現に向け安定的に研究を推進できる仕組みについて、平成24年夏頃を目途に方向性を示す。</p> <p>ウ. 緑と水の環境技術革命プロジェクトを着実に推進し、農林水産業・農山漁村に関連する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術の融合を図る取組を進める。</p> <p>② 平成23年8月の普及事業のあり方検討会の取りまとめに基づき、平成24年度から各都道府県に農業革新支援専門員を配置し、高度相談・支援部門を設置するとともに、関係機関との連携強化、新技術・新品種の導入・実証等により、技術指導・支援の体制を強化する。また、これらの改革の具体化を進めつつ、更なる制度の見直しを検討する。</p>

<p>5. 消費者との絆の強化</p>	<p>① 多様な都市と農村との交流を促進するため、グリーンツーリズムなど集落ぐるみの取組を進めるとともに、都市農業がもつ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進める。</p> <p>② 東日本大震災を契機とする国民各層の社会貢献の機運の高まりを踏まえ、ボランティア活動等による協働活動に携わる人を増やすため、都市住民、企業、NPO等国民各層による農山漁村を応援するボランティア活動を促進するためのマッチング等を進める。</p> <p>③ 深刻化する鳥獣被害の軽減を図るとともに、捕獲鳥獣の食肉等の利用を進めるため、鳥獣被害防止施設に加え、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備といった地域の総合的な取組を進める。</p> <p>④ 社会福祉事業と農林漁業の相互連携を進めるため、厚生労働省と連携し、福祉施設での農作業指導に高齢農業者が携わる等の取組モデルを平成23年度に作成する。</p> <p>また、農林漁業と医療、介護、福祉との連携を図るため、民間企業や厚生労働省と連携し、医食農連携の事業化促進に向けたグランドデザインを平成23年度に取りまとめる。</p> <p>⑤ 消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、ホームページの充実やセミナーの開催等を通じ、食品安全に関する科学的でわかりやすい情報を提供し、消費者の食への理解を促進する。</p> <p>⑥ 中山間地域の活性化に資するため、都市と農村の交流の取組とも連携しつつ、中山間地域等直接支払、農山漁村活性化プロジェクト支援、中山間地域総合整備事業等を適切に推進する。</p> <p>⑦ ジャパンブランドの再構築に資するため、関係府省、関係事業者が連携し、平成23年度末までに日本の食文化等を発信する取組を開催・運営するための実行委員会を設立し、東日本大震災からの復興をテーマとしたイベントを開催する。平成24年度に国際シンポジウム等の開催を行うなど、本格的な実施を目指す。</p> <p>⑧ 企業や消費者が農林漁業・農山漁村を支援する取組を後押しするため、平成25年度までに、生産活動や資源管理活動の生物多様性保全等における貢献度の評価手法とそれを活用した民間による資金面等の支援を促す仕組みを取りまとめる。</p>
<p>6. 農林水産物や日本の食文化の発信力の強化</p>	<p>① 地理的表示の保護制度については、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう、平成23年度中に有識者等による研究会を立ち上げる。</p> <p>② 関係団体、関係省庁の連携の下、平成23年11月に「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」において取りまとめられた報告書に基づき、文化審議会文化財分科会等での審議を経て、平成24年3月のユネスコへの申請を目指す。</p>

7. 流通効率化	東日本大震災を契機として浮き彫りとなった課題等を踏まえつつ、食品産業の共通の目標や持続的発展に向けた取組等を示す方向で「食品産業の将来ビジョン」を平成23年度中に策定し、食品産業全体の将来展望や課題について官民で共有するとともに、これに基づき、流通効率化等各種施策を推進する。
----------	--

【戦略3】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

項目	取組方針
1. 地域主導の再生可能エネルギー供給の促進のための制度	再生可能エネルギー比率（総発電量に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力）の割合）を今後3年間で3倍に増加できるよう、農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進する。そのため、食料供給と国土保全とを両立させる土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度について、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。
2. 自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けた取組	<p>① 農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性調査、農林漁業者等が参画した活用モデルの構築、地域における国産バイオ燃料の生産拠点の確立への取組を促進する。</p> <p>② 農業水利施設を活用した小水力等発電施設の整備を促進するため、施設導入に必要な各種協議調整等のソフト面、技術開発、施設整備等のハード面の双方からの取組を進める。</p> <p>③ 「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、微細藻類等農山漁村に存在するバイオマスを活用し、地域の特性を活かしたバイオ燃料の低コスト生産に向けた研究開発を推進する。</p>

【戦略4】 森林・林業再生

項目	取組方針
1. 森林・林業基本計画の推進	改正森林法（平成24年4月施行）に基づく新しい森林経営計画制度の普及定着を推進するとともに、搬出間伐や路網整備、集約化を支援する森林管理・環境保全直接支払制度の推進や以下の取組を活用して、多様な森林整備の推進と持続可能な森林経営の確立を図り、木材自給率50%目標の達成を目指す。

	<p>① 森林施業のコスト等を明示する提案型施業の普及・定着、施業集約化に必要な合意形成を図る取組等を推進する。 また、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を戦略的・体系的に育成する。</p> <p>② 林道（林業専用道を含む）、森林作業道が、それぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備を加速化する。</p> <p>③ 中間土場や集出荷施設の整備、工場の大規模化、技術開発等により低コストで安定的な加工・流通体制の整備を推進する。</p> <p>④ 公共建築物等木材利用促進法に基づく国の機関の計画や地方自治体の方針の策定に向け積極的な働きかけや木造・木質化等を進めるとともに、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入を踏まえた木質バイオマスの利用等を推進する。</p> <p>⑤ 地球温暖化防止対策として、京都議定書の第1約束期間終了後も、先進国の一員として森林吸収源対策に積極的かつ継続して取り組む。</p>
<p>2. 復興に必要な木材の安定供給</p>	<p>木材の復興需要に対応するため、被害を受けた沿岸部の木材加工施設等を迅速に復旧するとともに、全国規模で木材の安定供給体制を構築する。このため、「森林整備加速化・林業再生基金」により、搬出間伐の実施、路網や木材加工流通施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組を推進する。</p> <p>こうした取組を通じて、国土交通省等と連携して、木造の復興住宅等の建設促進を図る。</p>
<p>3. 就業機会の創出等</p>	<p>① 森林資源を活用した新たな産業創出等、林業・山村の6次産業化を推進する。特に、里山林の再生に向け、木質バイオマスのエネルギー利用を含め、里山林に賦存する資源を活用するために地域住民が主体となった活動に関する里山林再生地域指針を策定することにより、全国での取組を拡大する。</p> <p>② 森林環境教育等を通じ都市と山村の協働を推進する。</p> <p>③ きのこと等特用林産物について、半加工品等新たな用途開発を推進するなど、その生産・販売を拡大する。</p>

【戦略5】水産業再生

項目	取組方針
<p>1. 水産基本計画の見直しと推進</p>	<p>東日本大震災による甚大な被害の発生、資源状況の低迷等、水産業をとりまく情勢が変化していることを踏まえ、平成23年度中に水産基本計画の見直しを行い、今後、新たな水産基本計画に基づく施策を的確に推進していくことにより、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図る。</p>

2. 生産対策関係	収益性重視の生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入や養殖生産の共同化等の新たな取組による収益性改善の実証事業を推進することにより、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成する。
3. 担い手、資源管理・経営安定対策関係	<p>① 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新規就業希望者が円滑に漁業に就業ができるよう、漁業現場での長期実地研修等を推進する。</p> <p>② 適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶらすを活用した収入安定対策と燃油高騰等に対するコスト対策を実施する。</p>
4. 漁協系統関係	漁協系統がその役割を的確に果たせるよう組織基盤を強化するため、欠損金解消に取り組む経営不振漁協の借入れに係る負担軽減を行うとともに、経営改善計画の策定・実行や監査体制の強化等の、漁協系統が取り組む組織改革を促進する。
5. 流通・加工対策、漁港の機能強化関係	<p>① 安全な水産物の供給と水産物の輸出拡大を図るため、HACCPに基づく品質・衛生管理のガイドラインの作成や講習会の開催を通じ、水産加工場等の品質・衛生管理の取組を推進する。</p> <p>② 漁業経営の安定と国民への水産物の安定供給を図るため、水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る取組を促進する。</p> <p>③ 漁業者が定住できる漁村の形成や漁業者の所得の向上等を図るため、漁村において、漁業者団体、市町村、関係者から構成される協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、漁業・漁村の6次産業化等に資する取組等を推進し、産地の水産業の強化を図る。</p> <p>④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を策定し、それに基づき、流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給と施設の老朽化対策を図るため、高度衛生管理荷捌き所・岸壁等を整備し、流通・加工機能の強化等を推進する。</p>

【戦略6】震災に強い農林水産インフラを構築する

項目	取組方針
1. 地震、津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	① 被災地域の復旧復興については、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年8月）や「公共インフラの事業計画及び工程表」（平成23年8月、11月改定）、農林水産省の「農業・農村の復興マスタープラン」（平成23年8月、11月改定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月）等に基づき、万全の対応を行う。

	<p>② 東日本大震災等の教訓を踏まえ、農地、農業用施設の被害だけでなく、地域住民の生命、財産等の被害防止の観点も踏まえた耐震強化のための点検・調査や整備を推進する。また、国が造成した基幹的水利施設の突発事故による家屋浸水等の二次被害の防止や、被害軽減のための安全措置等の対策を平成24年度から本格的に実施する。</p> <p>③ 「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」（平成24年1月最終報告予定）の結果や、地域の合意形成及び地形条件等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。</p> <p>④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を平成23年度までに策定し、それに基づき、大規模地震、津波のおそれの高い地域の漁港において、岸壁の耐震化や防波堤の強化、避難路の整備等を推進する。</p> <p>⑤ 次期土地改良長期計画について、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、 ア. 地域全体としての食料生産の体質強化 イ. 震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮 ウ. 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生を政策課題として、平成23年11月に中間とりまとめを行ったところであり、平成23年度末を目途に閣議決定を行う。</p> <p>⑥ 農地・農業用水等の資源や施設の保全管理については、共同活動の実施による住民間のつながりが地域主体の速やかな復旧を可能としたことを踏まえ、地域コミュニティを活用した水路等の保全管理、水質・土壌等の保全や施設の長寿命化等の高度な取組を進めることとともに、NPO等の活用も含め、広域的な保全管理の実施体制を整備する。</p>
<p>2. 災害を想定した食品のサプライチェーン対策や飼料の安定供給対策</p>	<p>① 地震等の災害発生時にも食料供給に不安を生じないよう、食品産業事業者の事業継続計画（BCP）策定を継続して推進し、平成24年度中に事業者間の協定を結ぶための指針を作成し、連携の強化を図る。</p> <p>② 緊急時においても円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の食品関連業者、物流業者、地方自治体等の関係者もメンバーに含む協議会を設置し、東北地方をモデルケースとして、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等について検討を行い、その成果を全国に普及させる。 また、食品製造業者、加工食品卸売業者等の共同・連携による被災地の物流拠点の構築を推進する。</p> <p>③ 畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、生産者団体に対し、飼料の保管数量の拡充、広域的相互融通体制の構築等について検討を要請するとともに、飼料メーカーとの間で災害時の飼料安定供給体制の整備のための課題について協議を進める。 また、官民の役割分担を踏まえつつ、官民トータルで飼料の適正な備蓄水準を確保する。</p>

3. 食料安全保障マニュアルの見直し	震災・原発事故の教訓を将来に生かす観点から、これらを含む食料の安定供給に関する様々な不安要因（リスク）についての検証結果を年度内に取りまとめ、この結果に基づき平成24年夏頃を目途に食料安全保障マニュアルを見直す。
--------------------	--

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む

項目	取組方針
1. 農地土壌モニタリング	<p>① 平成23年度内に、福島県をはじめ15都県を対象に計3,000点以上の地点について計測した放射性物質の詳細な濃度分布図を作成し、除染や営農再開に資する。平成24年度以降も、農地土壌中の放射性物質濃度の経時的変化を調査する。</p> <p>② 森林を構成する植生や土壌等の放射性物質の濃度を調査・解析し、森林における放射性物質の挙動を明らかにし、必要な知見を収集する。</p>
2. 除染	<p>① 政府一体となって推進する中、特に農地についてはこれまで開発した除染技術の施工レベルでの実証を行う。</p> <p>② 農地除染を進めていく中で発生する課題に迅速に対処するために必要な技術開発や、放射性物質に汚染された農地土壌の減容・処分等の残された課題を解決するための技術開発を平成26年度まで実施する。</p> <p>③ 国自ら森林における放射性物質の低減や拡散防止等の技術検証・開発等に取り組み、技術情報を提供する。</p>
3. 消費者への情報提供	<p>① 農林水産物等の安全を確保するため、都道府県の検査計画の策定や検査体制の整備を推進するとともに、都道府県からの依頼に応じた農林水産物・農地土壌等の検査を実施する。</p> <p>② 農林水産物の放射性物質検査の結果等については、農林水産省のホームページ等、各種媒体を通じて、消費者等に適切な情報提供を行い、農林水産物に対する不安感の払拭と風評被害の防止に努力する。</p>
4. 生産者への情報提供・技術指導	<p>① 農作業の実施上の注意すべき事項、家畜の飼養管理、飼料生産・利用等に係る技術指導、関連事業や金融支援等の情報提供について、農林水産省ホームページや通知等を通じて、農業現場や関係自治体、団体への周知に努める。</p> <p>② 農家が安心して営農ができるよう、放射性物質吸収抑制に向けた指針等を、研究開発の成果も踏まえて作成し、情報提供、指導を実施する。また、平成23年度においては反転耕等の放射性物質吸収抑制技術の実証を実施するとともに、平成24年度においても吸収抑制対策事業を実施する。</p>

	<p>③ 国産粗飼料については、安全な畜産物の生産に資するため、牧草や稲わら等のモニタリング調査を詳細に実施すること、適切な飼養管理を徹底すること、牧草地の除染を進めること等の安全確保対策を実施する。</p> <p>④ 農業生産資材について、検査法の策定や検査への支援を開始する。</p> <p>⑤ 木材製品や特用林産物について、影響調査を継続実施する。また、きのこ原木等の安定供給プランの作成や放射性物質の影響を低減する栽培技術の検証を行う。</p> <p>⑥ 被災した農業者の受入れ可能な農山漁村地域における農地等の情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチングを推進する。その際、耕作放棄地の解消のための対策やハローワークを通じた雇用対策等との連携を図る。</p>
<p>5. 原子力損害賠償関係</p>	<p>原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償については、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実現に向けて、今後とも関係県や団体、東京電力等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施する。</p>

Ⅲ. 施策推進上特に留意すべき事項

1. 地域対策等の推進に当たっては実効性を第一に考えることとし、推進主体についても、既存の考え方にとらわれず進めていく。例えば、地域コミュニティの活性化を推進するNPO団体や農業支援に協力する企業等の民間団体の活用も含め、最も効果的な施策推進の体制を検討していくこととする。
2. 各施策を推進する際には、従来以上に具体的な農産物の需要先を強く意識した仕組・体制を事業ごとに検討することとなる。

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」
農林水産省以外の各府省等における主な取組方針

平成24年2月
内閣官房国家戦略室

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

項目	取組方針
1. 国産農林水産物・食品への信頼回復、食品の輸出戦略の立直し	<ul style="list-style-type: none">○ 在外において各国政府機関や輸入関係者、報道機関等に対して日本製品の安全性に関する説明会を開催。【外務省】○ 主要国の輸入規制措置関係者、ビジネス関係者、我が国の有識者等の参加による「国際ワークショップ」を開催し、日本の食の安全確保の取組の妥当性、日本と各国の規制措置との比較等について意見交換を実施。【外務省】○ 平成24年1月20日、ジェトロ「農林水産物・食品輸出促進本部」を設置。輸出に関心のある農林水産・食品事業者への情報提供、相談対応を行うほか、ジェトロの海外見本市や商談会等のツールを活用した支援を実施。 【ジェトロ】
2. ジャパンブランド再構築に資する取組の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 東京において「食と農林漁業の祭典（仮称）」を開催するための取組を実施。【経済産業省ほか】
3. 革新的な技術の開発・実用化と普及	<ul style="list-style-type: none">○ 植物工場、水産物の陸上養殖といった先進的技術の実用化研究や先端的農業産業化システムの実証事業を支援。 【経済産業省】
4. 中小企業政策との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 農商工等連携促進法に基づき計画認定を受けた事業者の新商品・新サービスの開発や、中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供といった取組を支援。【経済産業省】

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模事業者の地域の資源を活かした新製品開発、全国的な販路開拓等への取組を支援。【経済産業省】 ○ 農商工連携等による経営の高度化を図るための取組を行う農業者も対象として、巡回対応相談員による経営アドバイス等を実施。【経済産業省】 ○ 商店街の空き店舗をアンテナショップ等に改装し、地元の農産物を販売する取組等を支援。【経済産業省】
5. 消費者との絆の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食における地場産物の活用促進のため、各地域におけるメニュー開発コンテスト、調査員を対象とした調理講習会の実施を支援。【文部科学省】 ○ 鳥獣保護管理について、捕獲鳥獣の食肉等を利用する取組とも連携しつつ、新たな担い手の確保、地域ぐるみでの捕獲の取組など総合的な対策を適切に実施。【環境省】

【戦略3】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

検討すべき施策	今後の取組方針
自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入に取り組む地方公共団体を支援するため、グリーンニューディール基金の拡充・活用、農山漁村地域における調査・実証、産学官連携による自立・分散型エネルギーシステム導入等の取組を支援。 【環境省】 ○ 草木系バイオマスエネルギー利用の促進のため、里地里山保全活動により発生する自然資源の利活用方策の検討を実施。【環境省】 ○ 再生可能エネルギー源由来の電気の固定価格買取制度を導入。【経済産業省】

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む

検討すべき施策	今後の取組方針
1. 放射性物質の濃度調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品に含まれる放射性物質の検査体制強化のため、新たに設定する基準値の下で円滑にモニタリング検査が行えるよう、地方自治体の検査機器の整備に対して補助を行うとともに、地方自治体からの依頼に応じて検疫所や国立試験研究機関で検査を実施する等、引き続き地方自治体の検査を支援する。【厚生労働省】 ○ 食品について、地方自治体の行うモニタリング検査に加え、国においても流通段階での買上調査を実施。【厚生労働省】 ○ モニタリング調整会議において決定された「総合モニタリング計画」に沿って、海域における放射性物質のモニタリング調査を実施。【文部科学省、環境省、水産庁ほか】
2. 除染	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成24年1月施行）に沿って、除染等の措置等を講ずる。【内閣府、環境省】
3. 消費者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体等による国産農林水産物における放射性物質濃度の検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表しており、新たな基準値の施行後も引き続き対応。【厚生労働省】
4. 原子力損害賠償関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構が設立、昨年11月に緊急特別事業計画が認定されたところ。東京電力（株）による賠償が迅速かつ適切になされるよう万全を期す。 【内閣府、経済産業省、文部科学省ほか】